

矢巾町高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

令和3年3月

矢巾町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
(1) 委員会における検討	2
(2) アンケート調査	3
(3) 町民説明会（予定）	3
(4) パブリックコメント（予定）	3
5. 日常生活圏域	3
第2章 高齢者を取り巻く状況	4
1. 人口および世帯数の推移	4
(1) 人口の推移	4
(2) 世帯の状況	5
2. 介護保険事業の状況	6
(1) 第1号被保険者の状況	6
(2) 要支援・要介護認定者数の状況	7
(3) 要支援・要介護度分布の状況	8
(4) 介護保険サービスの利用状況	9
(5) 第7期介護保険事業費の計画値と実績値	14
3. アンケート調査結果の概要	15
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	15
(2) 在宅介護実態調査	21
(3) 事業所ヒアリング調査	25
4. 現状と課題の整理	30
第3章 計画の基本的考え方	33
1. 計画の基本理念	33
2. 計画の基本目標	34
3. 施策体系	35
第4章 施策の展開	36
基本目標1 介護サービスの充実	36
(1) 居宅系サービスの充実	36
(2) 施設サービスの充実	39
(3) 制度のより良い運用と利用支援の充実	40
(4) 人材の確保及び業務の効率化の推進	42

基本目標 2 地域支援事業の充実	43
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	43
(2) 包括的支援事業・任意事業の充実	46
基本目標 3 地域包括ケアシステムの充実	53
(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	53
(2) 健康づくりと介護予防の一体的推進	54
(3) 多様な生活支援の展開	57
(4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携	59
(5) 緊急時の対策及び対応の充実	62
第5章 介護保険事業費と介護保険料の見込み	63
1. 介護保険料の算定手順	63
2. 総人口及び被保険者数等の推計	64
(1) 総人口と被保険者数の推計	64
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	64
3. サービス利用者数の推計	65
(1) 居宅サービス利用者数の推計	65
(2) 地域密着型サービスの利用者数の推計	73
(3) 施設サービスの利用者数の推計	76
4. 給付費の推計	77
(1) 予防給付費・介護給付費の推計	77
(2) 標準給付費見込額	79
(3) 地域支援事業費見込額	79
(4) 総事業費見込額	79
5. 介護保険料算定に係る諸係数	80
(1) 第1号被保険者が負担する割合	80
6. 第1号被保険者の介護保険料	80
(1) 第1号被保険者の介護保険料	80
(2) 保険料段階の設定と段階別保険料	81
資料編	83
1. 矢巾町介護保険事業計画等検討委員会設置要綱	83
2. 矢巾町介護保険事業計画等検討委員会委員名簿	85
3. 矢巾町介護サービス事業者マップ	86

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

令和元年10月時点の推計人口において、日本の65歳以上の人口は3,588万人を超えており、国民の約4人に1人が高齢者となっています。令和7年（2025年）には団塊の世代がすべて75歳以上となり、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上に到達するなど、今後も高齢化の進展が予測されていますが、それに伴い、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、高齢者のみ世帯などの支援が必要な高齢者の増加が見込まれます。

国では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えて、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び生活支援（自立した日常生活の支援）が包括的に確保される地域包括ケアシステムの段階的な構築に取り組んでいますが、一方で令和7年以降は生産年齢人口の減少が顕著となることから、高齢者介護を支える人材の確保について大きな課題となっています。このようなわが国の高齢者を取り巻く状況を踏まえるとともに、地域の状況に応じた今後の取組を進めることが重要です。

本町においては、平成30年3月に策定した「矢巾町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）の取組を承継しつつ、すべての高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して生活できることを目指し、「矢巾町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進します。

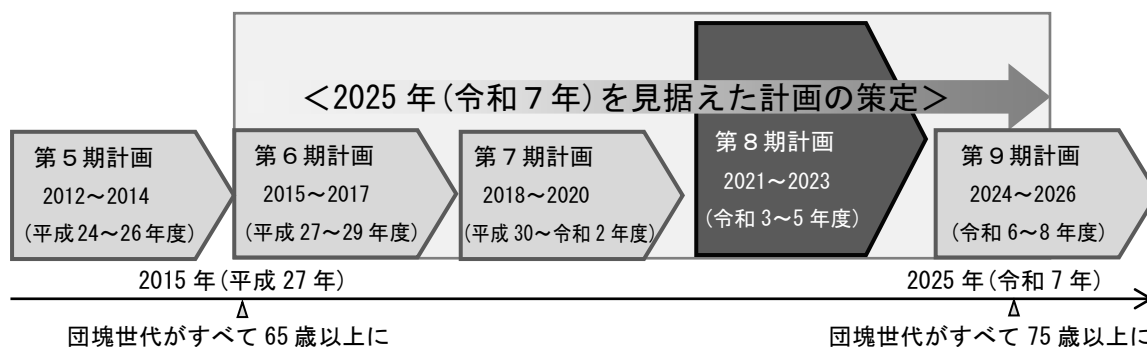
2. 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「高齢者福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、高齢者福祉計画における高齢者の福祉や健康づくりに関する施策等を推進するための計画と、介護保険事業計画における介護サービスの円滑な実施を図るための計画を複合したものとなっています。

また、本計画は、「矢巾町総合計画」を上位計画とし、本町の各部門における諸計画との整合性を図りながら、矢巾町総合計画基本構想が示すまちの将来像を実現するための具体的な計画を策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とします。また、団塊の世代が75歳以上になり、介護が必要な高齢者が急速に増加する令和7年（2025年）及び高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見据え、それまでの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとします。



4. 計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより広く町民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の見直しに際し、以下のような取り組みを行いました。

(1) 委員会における検討

計画の策定にあたり、矢巾町介護保険事業計画等検討委員会を設置し、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、さらには一般町民を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、様々な見地から計画案を検討しました。

(2) アンケート調査

本計画を策定するにあたり、本町の高齢者の心身の状況や健康状態、日常生活の状況、介護者の状況、介護保険に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用することを目的に、以下の内容でアンケート調査を実施しました。

①調査の種類及び対象者

種 類	対 象 者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	介護保険の要介護認定を受けていない65歳以上の方（要介護1～5の方以外）から抽出（1,000人）
在宅介護実態調査	在宅で生活している要介護者の方から抽出（200人）

②調査の実施方法及び期間

種 類	実施方法・期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	郵送調査（郵送による配付、郵送による回収）形式 令和2年7月3日から7月19日
在宅介護実態調査	

③回収結果

種 類	対象者数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,000 票	660 票	66.0%
在宅介護実態調査	200 票	120 票	60.0%

(3) 町民説明会

本計画の説明並びに計画に対する町民の意見を聴取するために、令和3年1月20日、21日に町内3か所で町民説明会を実施しました。

(4) パブリックコメント

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、令和3年1月18日から2月17日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施しました。

5. 日常生活圏域

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じた介護サービス基盤の基本単位として設定するものです。特に、地域密着型サービスについては、その特性からサービス量を日常生活圏域ごとに見込むこととされています。

本町における日常生活圏域は、第7期計画と同様に町全体で1圏域として設定します。

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 人口および世帯数の推移

(1) 人口の推移

本町の総人口は、2万7千人台で推移しており、令和2年には27,152人となっています。
年齢階層別人口を見ると、高齢者人口が各年で増加することに伴い、高齢者人口割合も増加を続け令和2年には26.6%となっています。

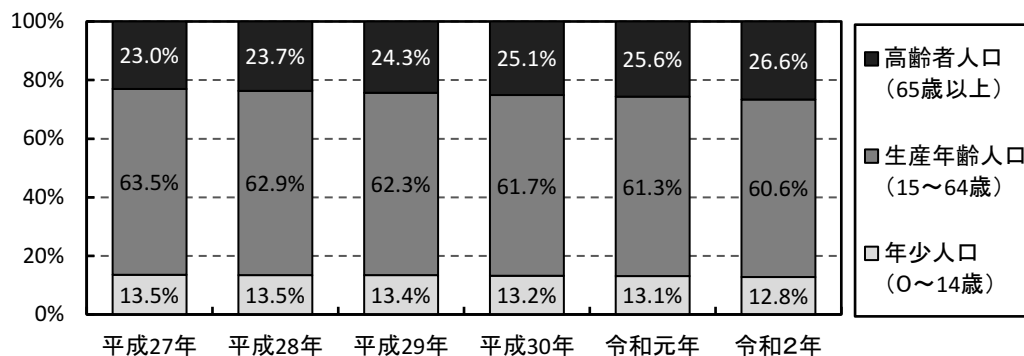
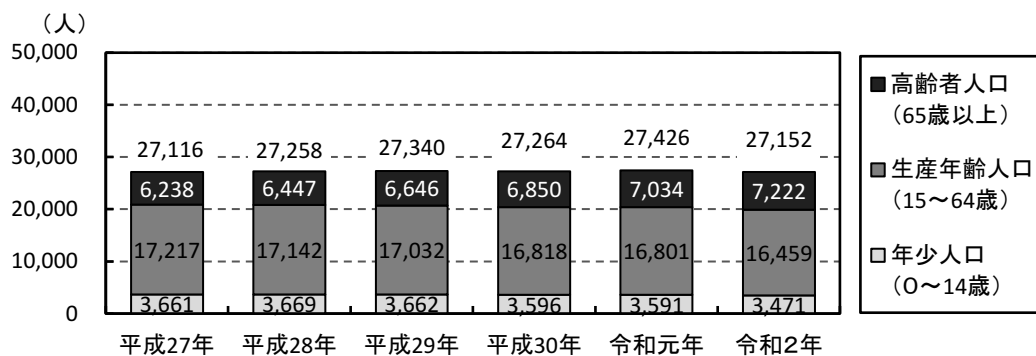
■総人口および年齢階層別人口の推移

(単位:人)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
総人口	27,116	27,258	27,340	27,264	27,426	27,152
年少人口(0～14歳)	3,661	3,669	3,662	3,596	3,591	3,471
総人口に占める割合	13.5%	13.5%	13.4%	13.2%	13.1%	12.8%
生産年齢人口(15～64歳)	17,217	17,142	17,032	16,818	16,801	16,459
総人口に占める割合	63.5%	62.9%	62.3%	61.7%	61.3%	60.6%
高齢者人口(65歳以上)	6,238	6,447	6,646	6,850	7,034	7,222
総人口に占める割合	23.0%	23.7%	24.3%	25.1%	25.6%	26.6%
前期高齢者(65歳～74歳)	3,354	3,486	3,607	3,713	3,774	3,927
高齢者人口に占める割合	53.8%	54.1%	54.3%	54.2%	53.7%	54.4%
後期高齢者(75歳以上)	2,884	2,961	3,039	3,137	3,260	3,295
高齢者人口に占める割合	46.2%	45.9%	45.7%	45.8%	46.3%	45.6%

資料:「住民基本台帳」各年10月1日

※小数点以下の端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。



(2) 世帯の状況

全世帯および高齢者のいる世帯は増加しており、全世帯数は5年間で1,044世帯増加し、高齢者のいる世帯は全世帯数の39.4%を占める3,889世帯となっています。

高齢者のいる世帯の内訳を見ると、同居世帯は減少傾向にありますが、単身世帯と夫婦世帯は増加しており、高齢者のみの世帯が増加していることがうかがえます。

■世帯の状況

	平成 22 年	平成 27 年
全世帯	8,830 世帯	9,874 世帯
高齢者のいる世帯 (全世帯数比)	3,255 世帯 36.9%	3,889 世帯 39.4%
単身世帯 (全世帯数比)	360 世帯 4.1%	575 世帯 5.8%
夫婦世帯(夫婦ともに65歳以上) (全世帯数比)	566 世帯 6.4%	813 世帯 8.2%
同居世帯 (全世帯数比)	2,329 世帯 26.4%	2,501 世帯 25.3%

資料:「国勢調査」各年10月1日

※小数点以下の端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。

2. 介護保険事業の状況

(1) 第1号被保険者の状況

第1号被保険者数は増加を続け、令和2年には7,186人と前年に比べ175人増加しています。

平成30年からは総人口に占める第1号被保険者の割合が25%を超え、令和2年には26.5%と過去最高となっています。

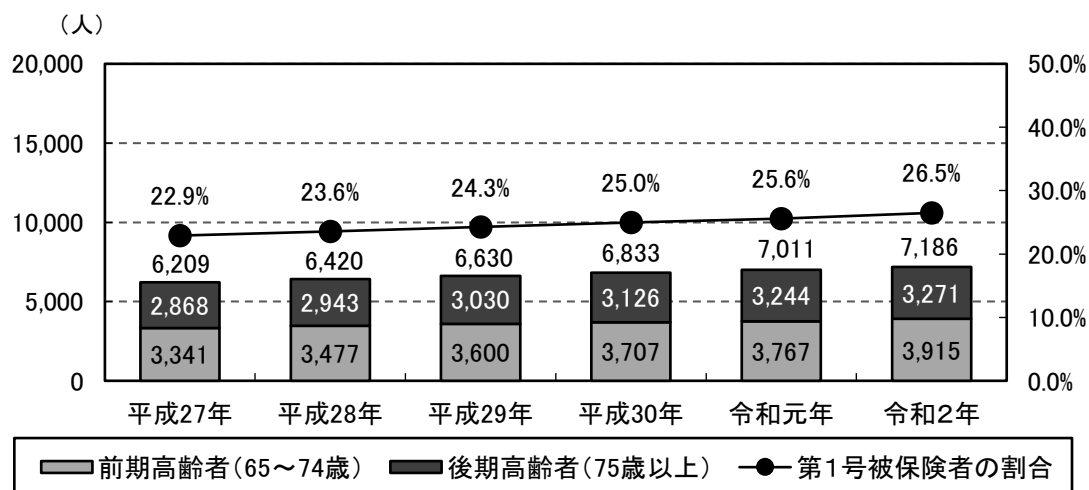
■第1号被保険者の状況

(単位:人)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
第1号被保険者数	6,209	6,420	6,630	6,833	7,011	7,186
前期高齢者(65~74歳)	3,341	3,477	3,600	3,707	3,767	3,915
前期高齢者の占める割合	53.8%	54.2%	54.3%	54.3%	53.7%	54.4%
後期高齢者(75歳以上)	2,868	2,943	3,030	3,126	3,244	3,271
後期高齢者の占める割合	46.2%	45.8%	45.7%	45.7%	46.3%	45.5%
総人口	27,116	27,258	27,340	27,354	27,416	27,152
第1号被保険者の割合	22.9%	23.6%	24.3%	25.0%	25.6%	26.5%

資料:「介護保険事業状況報告」各年10月1日、「住民基本台帳」各年10月1日

※小数点以下の端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。



(2) 要支援・要介護認定者数の状況

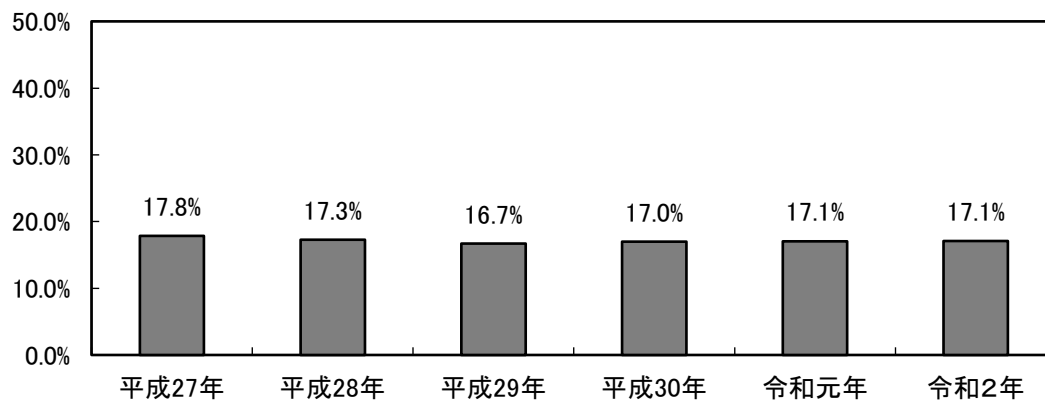
第1号被保険者数の増加に伴い、認定者数も増加していますが、全体の認定率を見ると、緩やかに減少しており令和2年には17.1%となっています。

■ 要支援・要介護認定者数の状況

(単位:人)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
第1号被保険者数	6,209	6,420	6,630	6,833	7,011	7,186
要支援・要介護認定者数	1,108	1,109	1,107	1,162	1,196	1,227
認定率	17.8%	17.3%	16.7%	17.0%	17.1%	17.1%

資料:「介護保険事業状況報告」各年10月1日



(3) 要支援・要介護度分布の状況

平成27年から令和2年までの伸びを見ると、要支援1が1.32と最も大きく、要介護4の1.17、要支援2の1.16が続いています。

また、要支援・要介護度分布に占める状況を見ると、軽度（要支援1～要介護1）は平成27年が40.9%、令和2年が43.9%、中度（要介護2・3）は平成27年が33.9%、令和2年が31.1%、重度（要介護4・5）は平成27年が25.2%、令和2年が25.1%となっており、軽度が比較的増加しています。

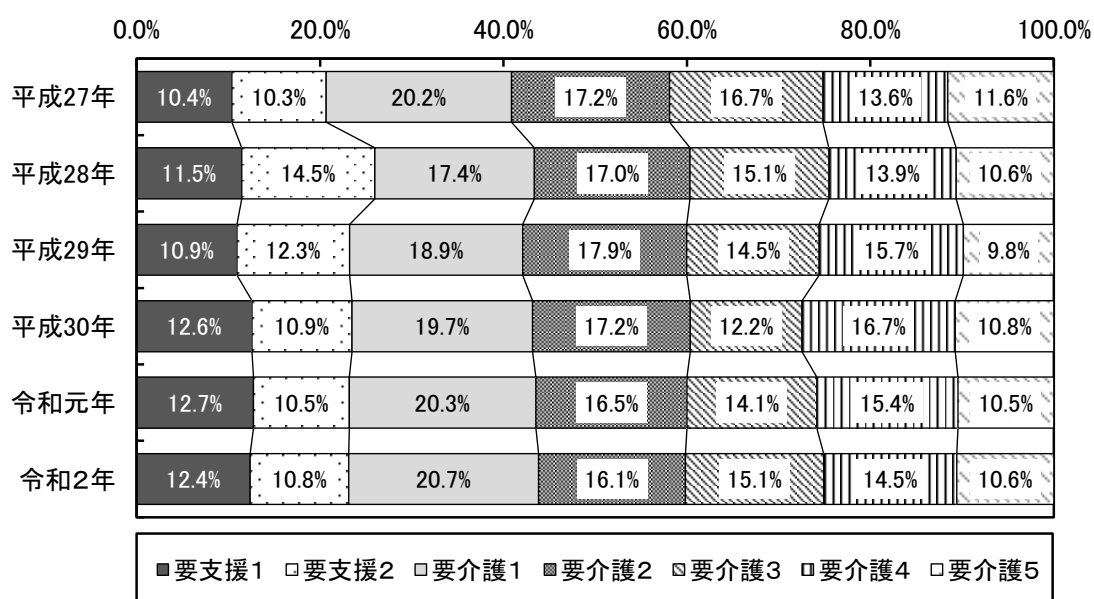
■要支援・要介護度分布の状況

(単位:人)

	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年	
要支援1	115	10.4%	127	11.5%	121	10.9%	146	12.6%	152	12.7%	152	12.4%
要支援2	114	10.3%	161	14.5%	136	12.3%	127	10.9%	125	10.5%	132	10.8%
要介護1	224	20.2%	193	17.4%	209	18.9%	229	19.7%	243	20.3%	254	20.7%
要介護2	191	17.2%	188	17.0%	198	17.9%	200	17.2%	197	16.5%	197	16.1%
要介護3	185	16.7%	168	15.1%	160	14.5%	141	12.2%	169	14.1%	185	15.1%
要介護4	151	13.6%	154	13.9%	174	15.7%	194	16.7%	184	15.4%	177	14.5%
要介護5	128	11.6%	118	10.6%	109	9.8%	125	10.7%	126	10.5%	130	10.6%
合計	1,108	100.0%	1,109	100.0%	1,107	100.0%	1,162	100.0%	1,196	100.0%	1,227	100.0%

資料:「介護保険事業状況報告」各年10月1日

※小数点以下の端数処理のため、合計が100%にならない場合があります。

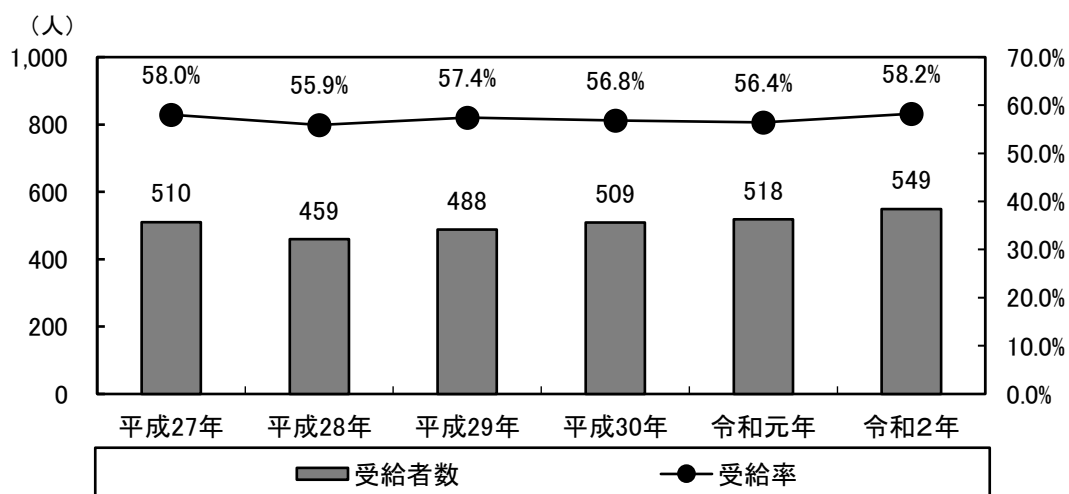


(4) 介護保険サービスの利用状況

①居宅サービス（介護給付）の利用状況

要介護1から5の居宅サービスの利用状況について、受給者（利用者）数は平成27年から平成28年にかけて減少しましたが、その後増加に転じ令和2年には549人となっています。また、認定者数に占めるサービス受給者を示す受給率は概ね横ばいにある状況です。

■居宅サービスの利用状況

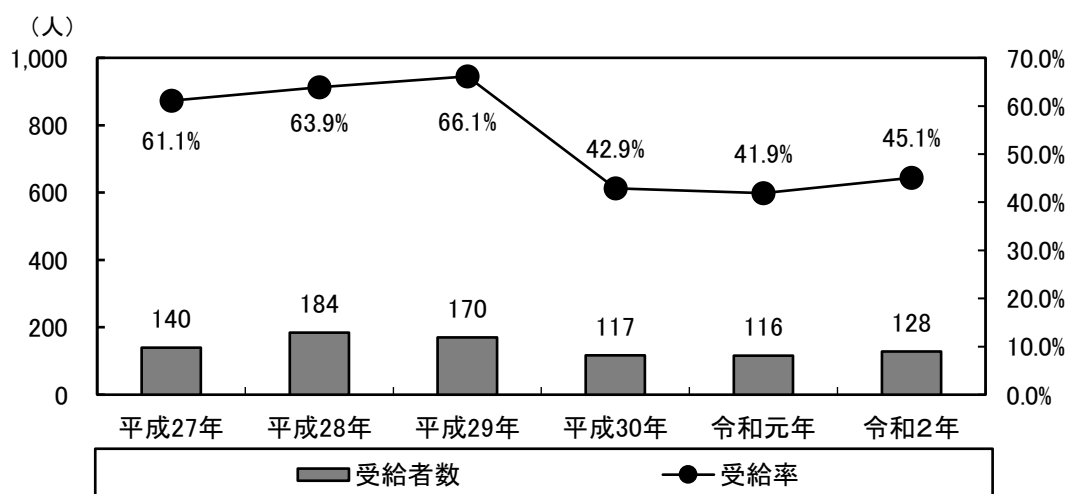


資料：介護保険事業状況報告（認定者は9月末、受給者は9月利用分）

②介護予防サービスの利用状況

要支援1および2の介護予防サービスの利用状況について、平成29年度から訪問介護サービス及び通所介護サービスが総合事業に移行した影響により、受給者（利用者）数は平成29年以降減少傾向にありましたが、令和2年には128人となっています。また、受給率は令和2年に45.1%となっています。

■介護予防サービスの利用状況

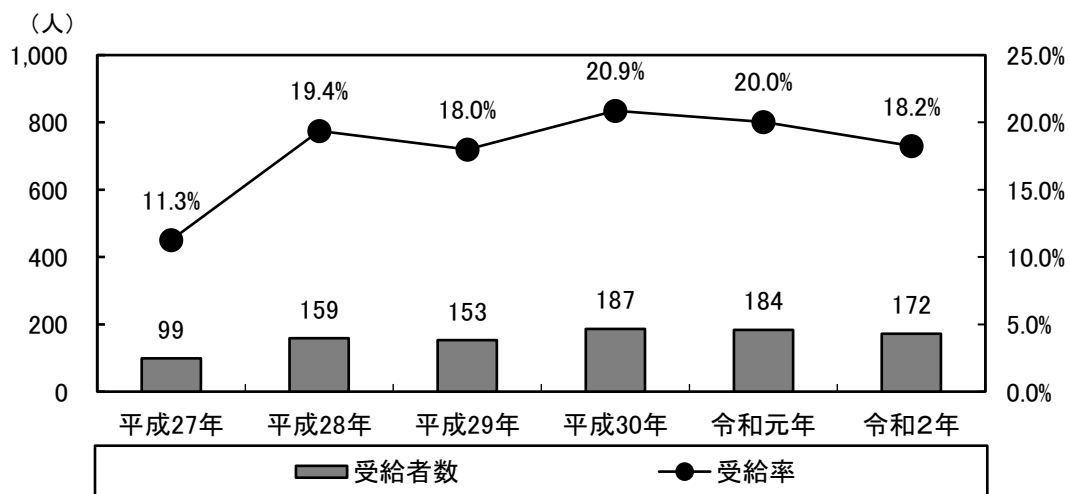


資料：介護保険事業状況報告（認定者は9月末、受給者は9月利用分）

③地域密着型サービスの利用状況

地域密着型サービスの利用状況について、受給者（利用者）数は増減し令和2年には172人となっています。また、受給率は令和2年に18.2%となっています。

■地域密着型サービスの利用状況

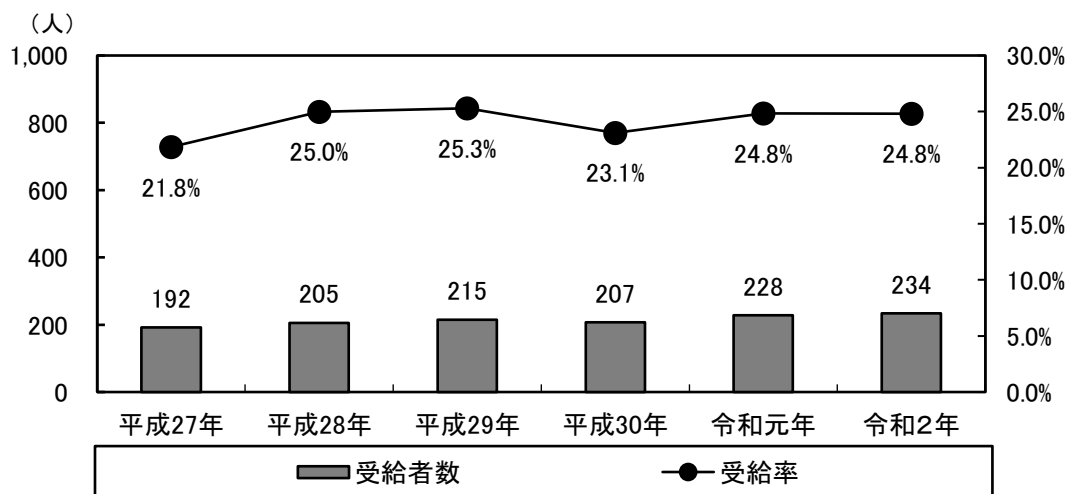


資料：介護保険事業状況報告（認定者は9月末、受給者は9月利用分）

④施設サービスの利用状況

施設サービスの利用状況について、受給者（利用者）数は増減しながらも増加し、令和2年には234人となっています。また、受給率は概ね横ばいとなっています。

■施設サービスの利用状況



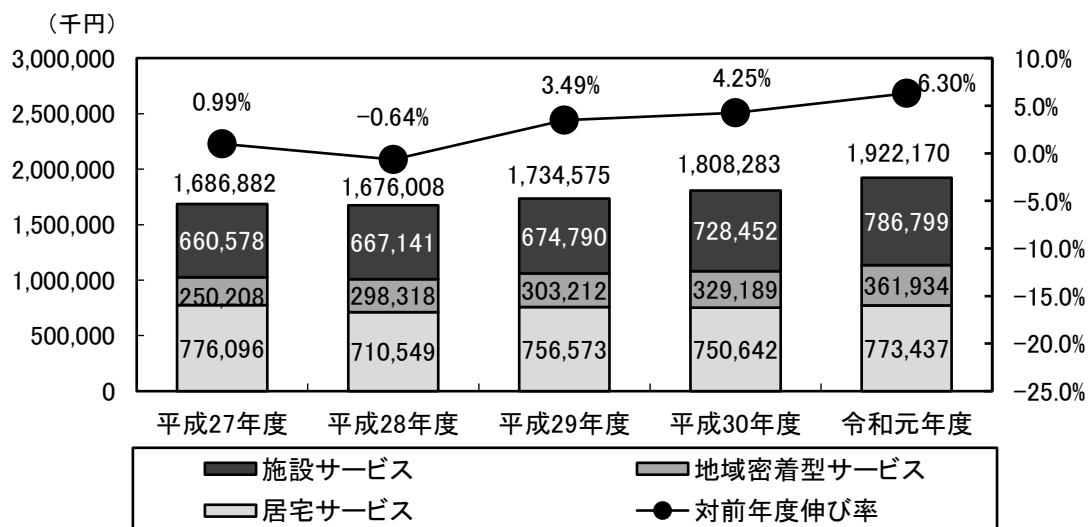
資料：介護保険事業状況報告（認定者は9月末、受給者は9月利用分）

⑤介護給付費の推移

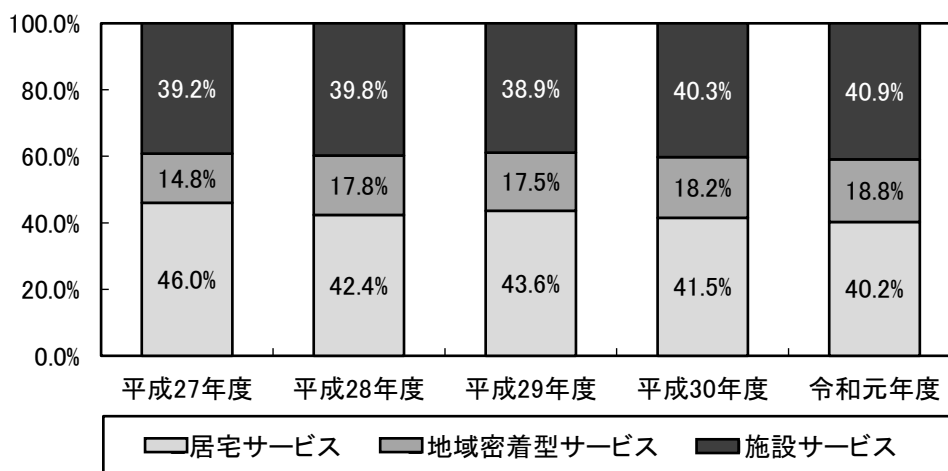
平成 28 年度に初めて減少に転じましたが、平成 29 年度から令和元年度まで増加を続けた介護給付費は、19 億 2 千万円となっています。対前年比でも、各年で伸びており平成 30 年度から令和元年度では 6.30%となっています。

介護給付費の構成比を見ると、施設サービス及び地域密着型サービスが増加しており、令和元年度には施設サービスが居宅サービスを超過しています。

■介護給付費の推移



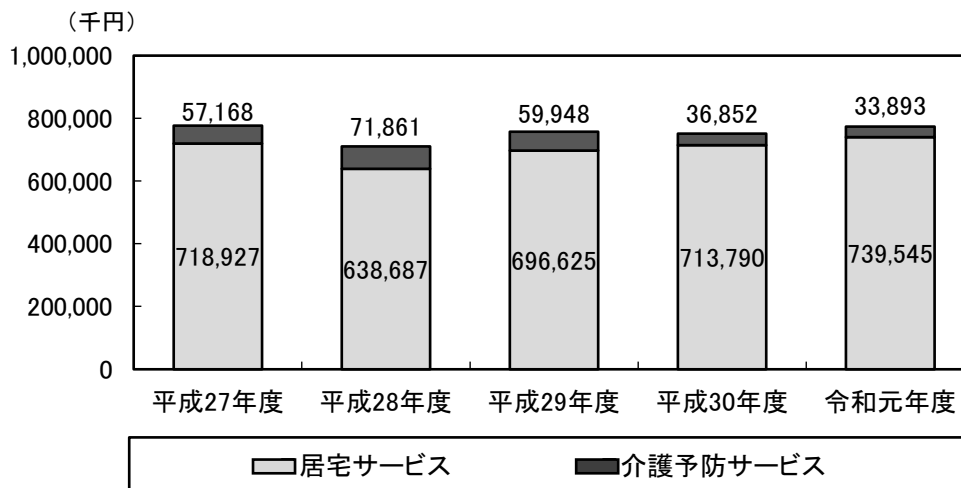
■介護給付費構成比の推移



※小数点以下の端数処理のため、合計が 100%にならない場合があります。

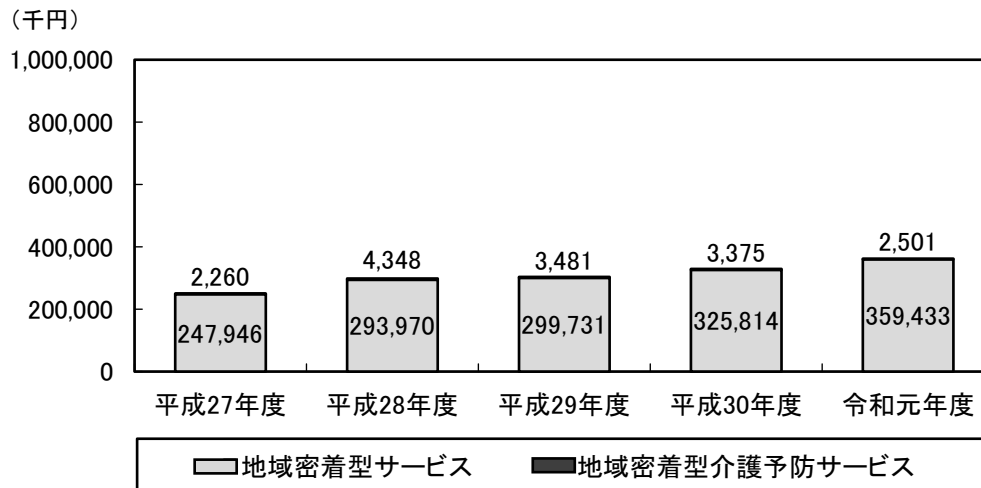
⑥居宅サービス給付費の内訳

居宅サービス給付費の内訳を見ると、介護予防サービス給付費（予防給付）は平成28年度以降、各年で減少しています。一方、居宅サービス給付費（介護給付）は平成28年度以降、各年で増加しています。



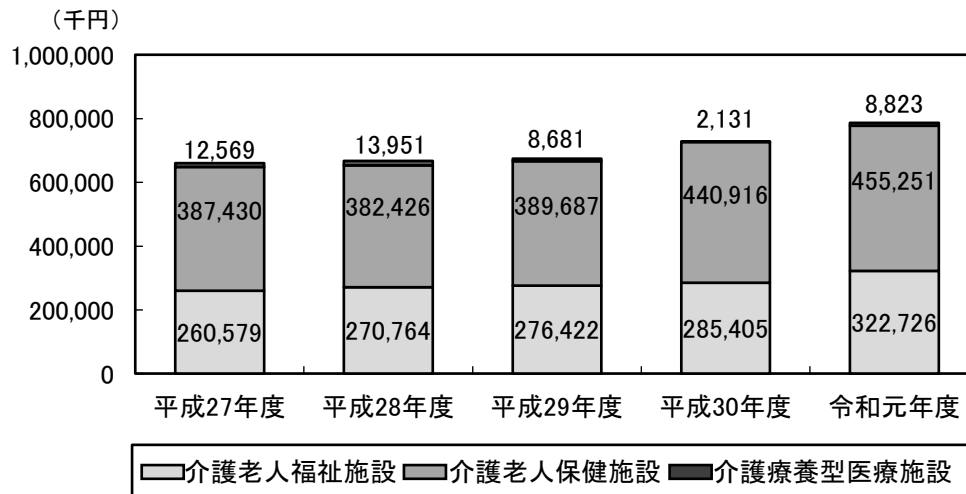
⑦地域密着型サービス給付費の内訳

地域密着型サービスの給付費は、創設以降において増加を続けており、要介護1から5対象の地域密着型サービス給付費（介護給付）がそのほとんどを占めています。



⑧施設サービス給付費の内訳

施設サービスの給付費は各年で増加しており、各年度とも介護老人保健施設の給付費が最も多く、5割以上を占めています。



(5) 第7期介護保険事業費の計画値と実績値

第7期介護保険事業費の計画値と実績値を比較すると、平成30年度の標準給付費計が対計画比で95.7%、令和元年度が99.6%となっており、事業費全体としては概ね計画どおりに進んでいます。

その中で、サービス給付費では令和元年度の介護予防サービス給付費において対計画比が70%台とやや下回っています。また、給付費以外の費用では高額医療合算介護サービス費等給付額の平成30年度で70%台となっています。これらについては、全体に占める給付額が大きくないため、影響は少なくなっています。

(単位：千円)

		平成30年度			令和元年度		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
サービス給付費	居宅サービス給付費	662,905	634,127	95.7%	682,869	658,286	96.4%
	介護予防サービス給付費	33,516	31,105	92.8%	36,620	28,197	77.0%
	地域密着型サービス給付費	369,660	329,189	89.1%	375,163	361,934	96.5%
	施設サービス給付費	732,526	728,452	99.4%	745,347	786,799	105.6%
	居宅介護支援(介護予防支援)給付費	81,806	85,410	104.4%	84,389	86,955	103.0%
給付費以外の費用	特定入所者介護サービス費等給付額	78,000	70,301	90.1%	80,000	74,998	93.7%
	高額介護サービス費等給付額	44,000	42,690	97.0%	46,000	48,895	106.3%
	高額医療合算介護サービス費等給付額	4,700	3,601	76.6%	4,900	4,667	95.2%
	審査支払手数料	2,100	1,970	93.8%	2,175	2,020	92.9%
	地域支援事業費	83,000	77,057	92.8%	87,000	83,083	95.5%
標準給付費計		2,092,213	2,003,902	95.7%	2,144,463	2,135,832	99.6%

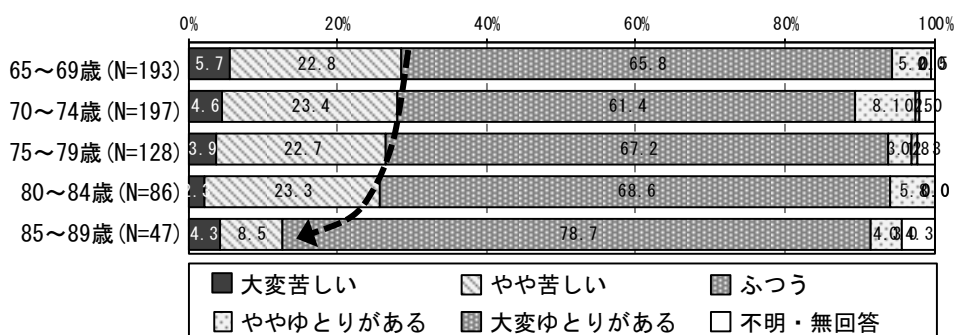
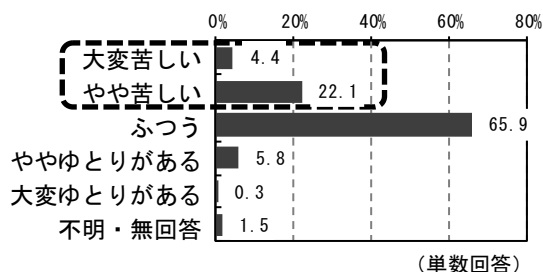
3. アンケート調査結果の概要

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

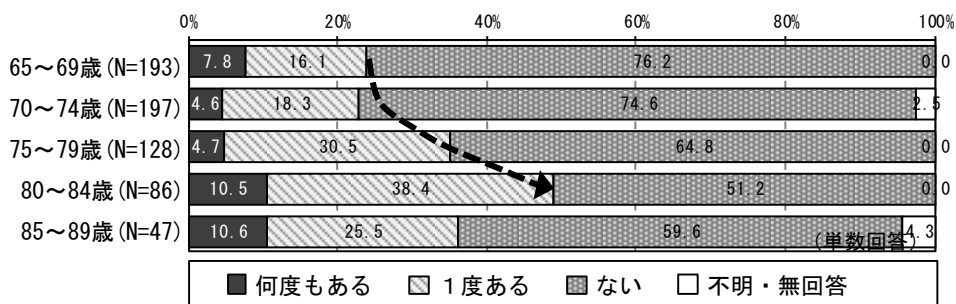
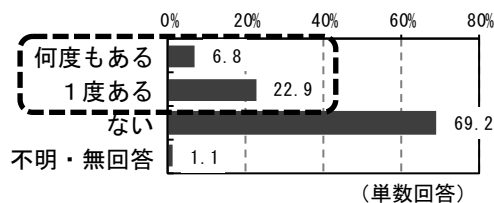
■家族や生活状況について

→経済的な状況は、「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせると26.5%となっています。

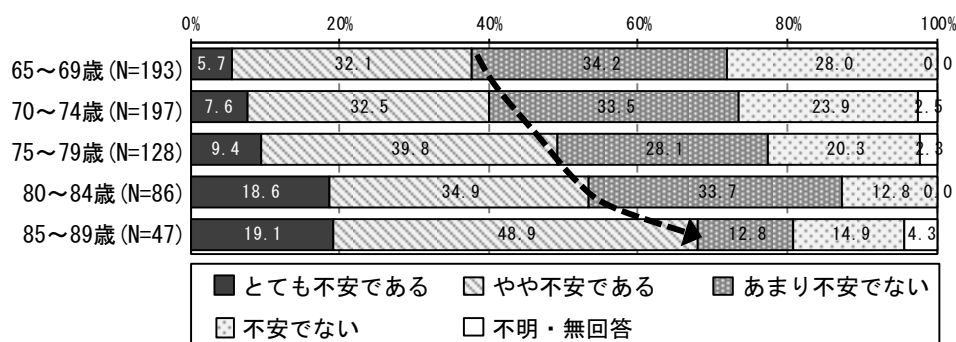


■体を動かすことについて

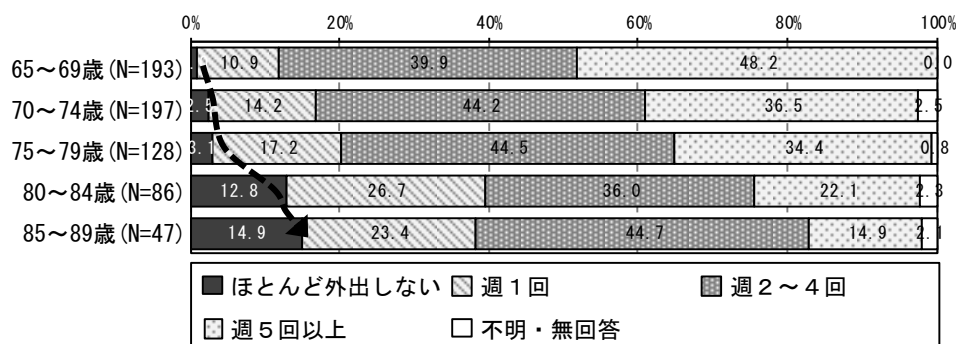
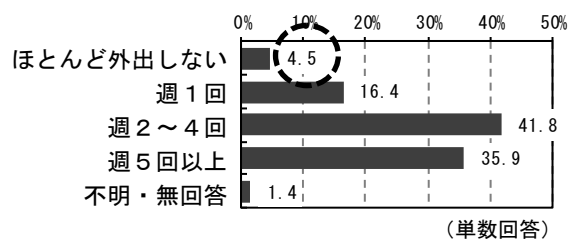
→1年間での転倒の経験がある高齢者（「何度もある」+「1度ある」）は、29.7%となっており、年齢があがるとともに多くなっています。



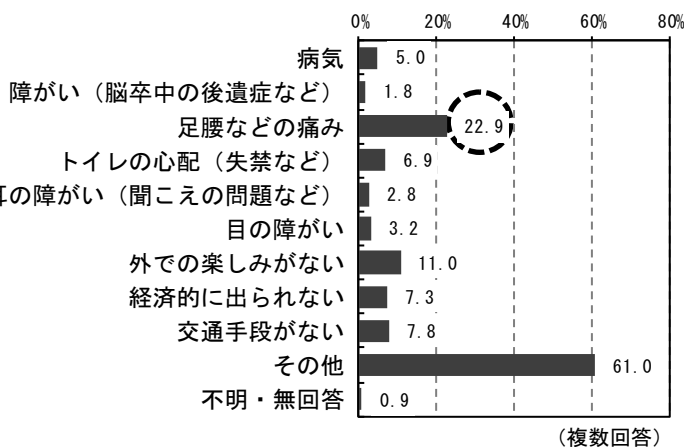
→転倒への不安は、年齢とともに増加しています。



→外出の状況は、「ほとんど外出しない」が4.5%にとどまっていますが、年齢とともに増加しています。

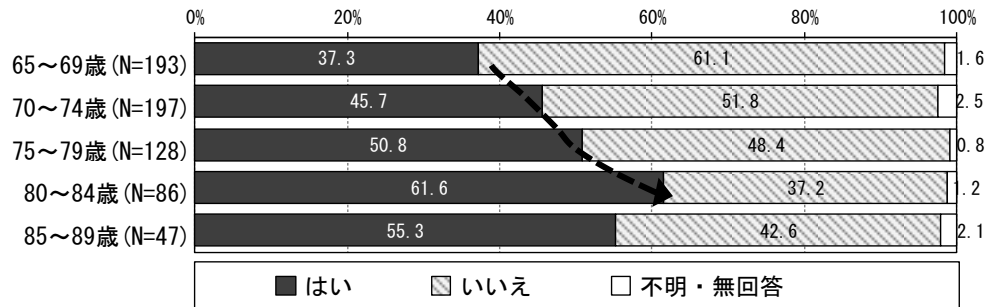
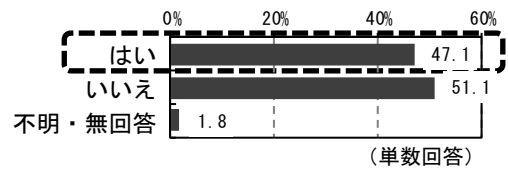


→外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」といった身体的理由のほか、楽しみや経済的、交通手段といった理由もあげられています。また、「その他」の意見としては新型コロナウイルスの影響が多くを占めています。



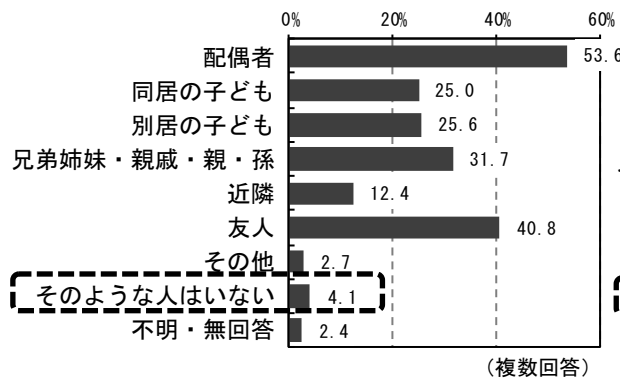
■物忘れについて

→物忘れが多いと感じる人は 47.1%となっており、年齢が上がるとともに増加する傾向が見られます。

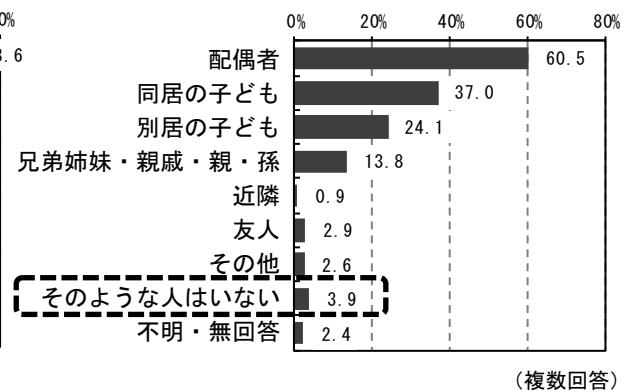


■助け合いについて

→心配事等を聞いてくれる人がいないは 4.1%、看病や世話をしてくれる人がいないは 3.9%が回答しています。その他は少数になりますが、会社の人や行政等が挙げられています。



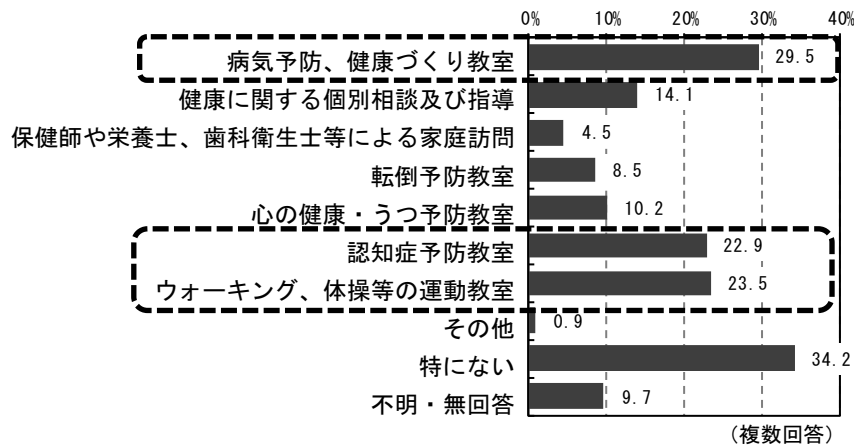
【心配事】



【看病】

■保健福祉・介護予防について

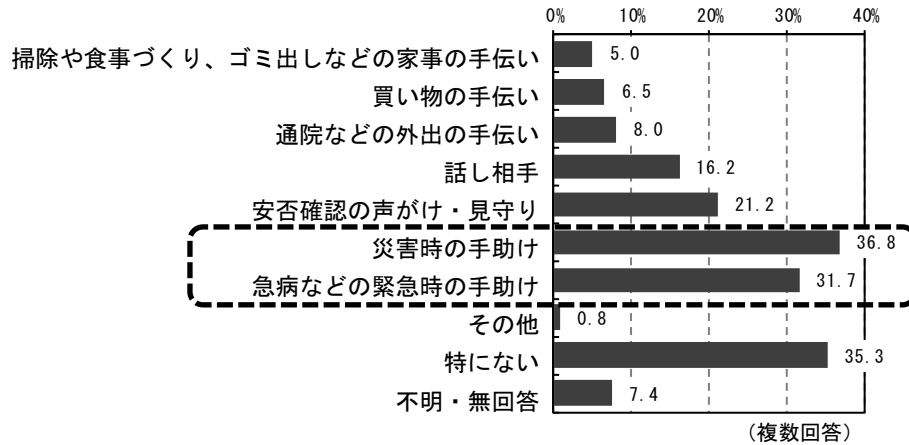
→介護予防サービスで現在利用しているもの及び利用意向については、「病気予防、健康づくり教室」(29.5%)や「ウォーキング、体操等の運動教室」(23.5%)、「認知症予防教室」(22.9%)がつづいています。また、「特にない」を見ると、女性は男性よりも少なく、性別によるニーズの違いが見られます。なお、「その他」では利用できない理由が中心にあげられています。



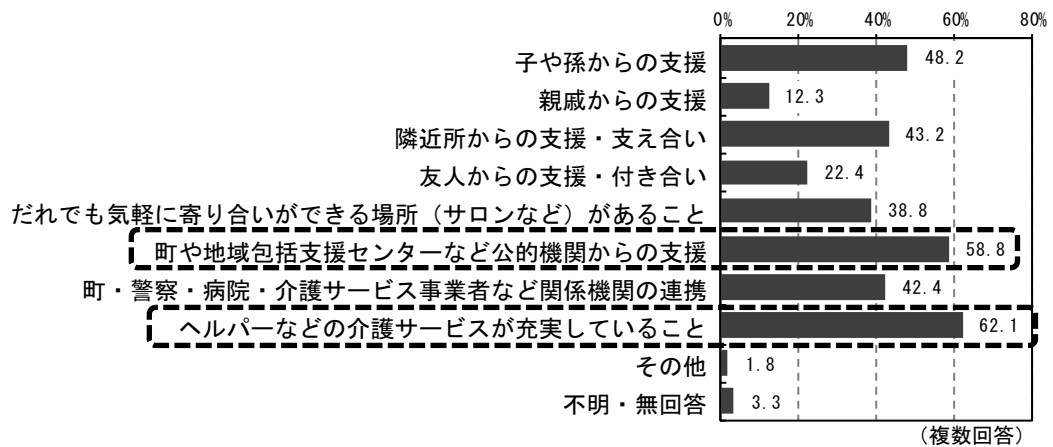
	回答数(人)	病気予防、健康づくり教室	健康に関する個別相談及び指導	保健師や栄養士、歯科衛生士等による家庭訪問	転倒予防教室	心の健康・うつ予防教室	認知症予防教室	ウォーキング、体操等の運動教室	その他	特にない	不明・無回答
男性	285	26.3	13.3	4.6	4.6	8.4	18.2	18.9	0.7	42.1	10.2
女性	366	31.7	15.0	4.6	11.5	11.7	26.5	27.3	1.1	28.1	9.0

■今後の意向等について

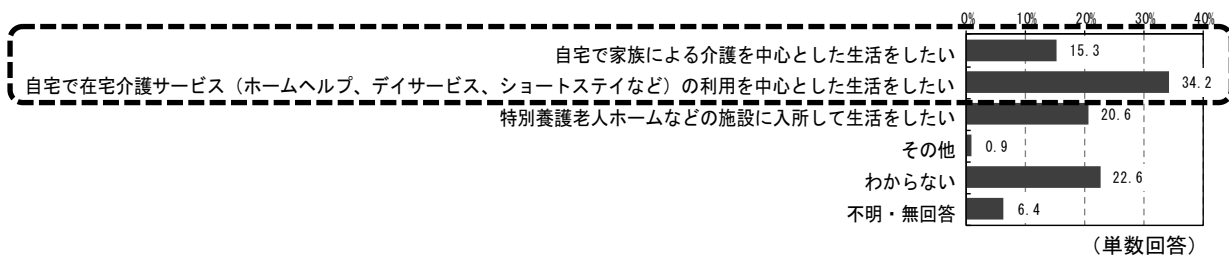
→地域住民から手助けしてもらいたいことは、「災害時の手助け」(36.8%)や「急病などの緊急時の手助け」(31.7%)が多く、緊急時のニーズが多くなっています。その他では「草刈り」や「農作業」があげられています。



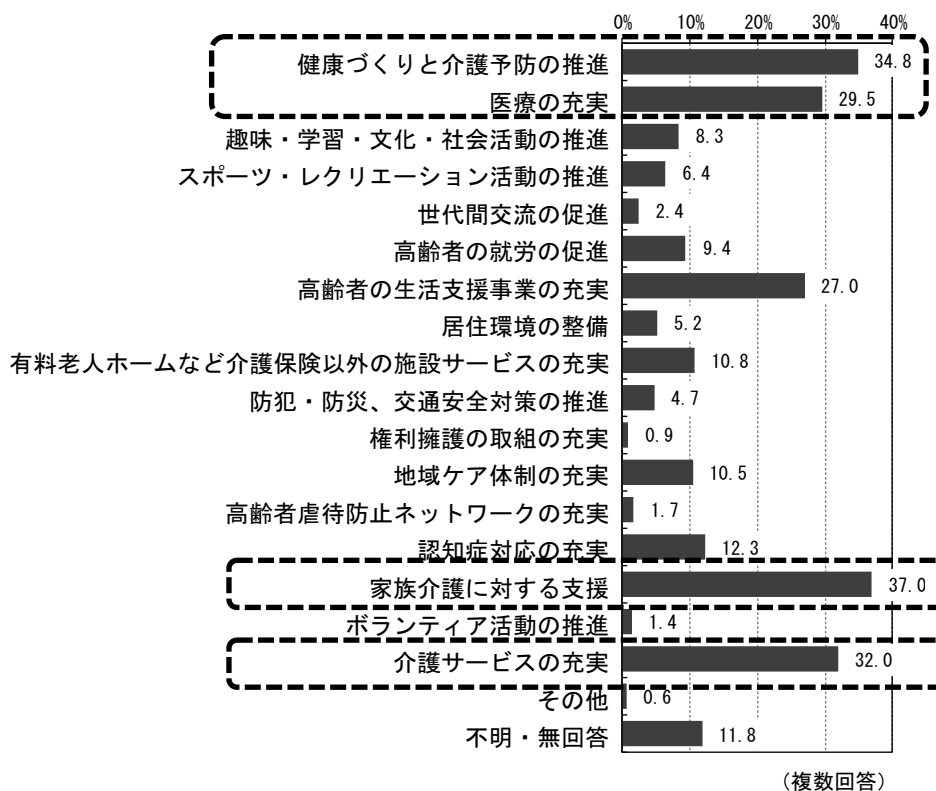
→高齢者が安心して暮らせるために重要なことでは、「ヘルパーなどの介護サービスが充実していること」(62.1%)や「町や地域包括支援センターなど公的機関からの支援」(58.8%)が多くなっており、どちらも比較的若年での回答が多く見られます。



→介護が必要になった場合には、自宅での生活継続を希望する人は49.5%と約半数となっていますが、「わからない」といった回答も22.6%にのぼっています。また、若年層では家族介護よりもサービスを利用することの希望が多くなっています。



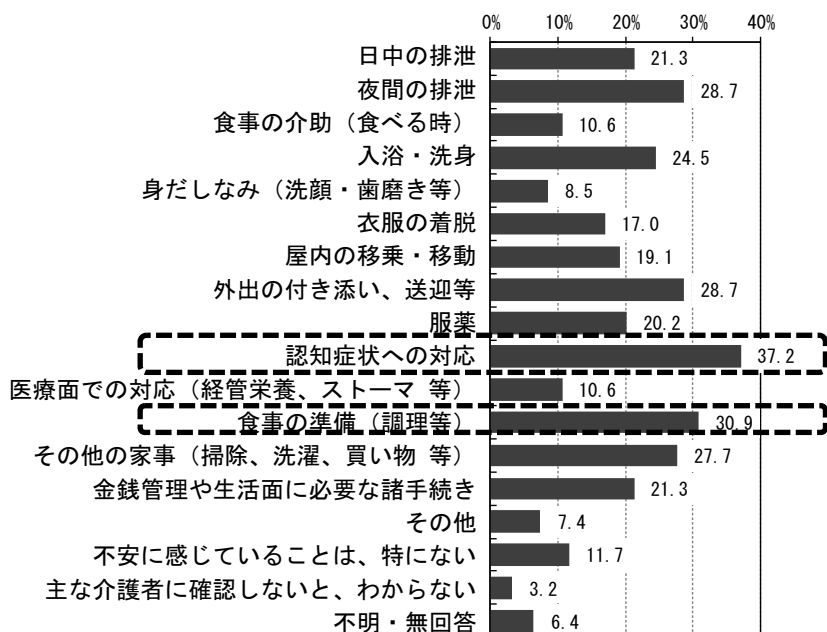
→重点を置くべき高齢者施策は、「家族介護に対する支援」が37.0%で最も多く、「健康づくりと介護予防の推進」(34.8%)と「介護サービスの充実」(32.0%)がつづいています。



(2) 在宅介護実態調査

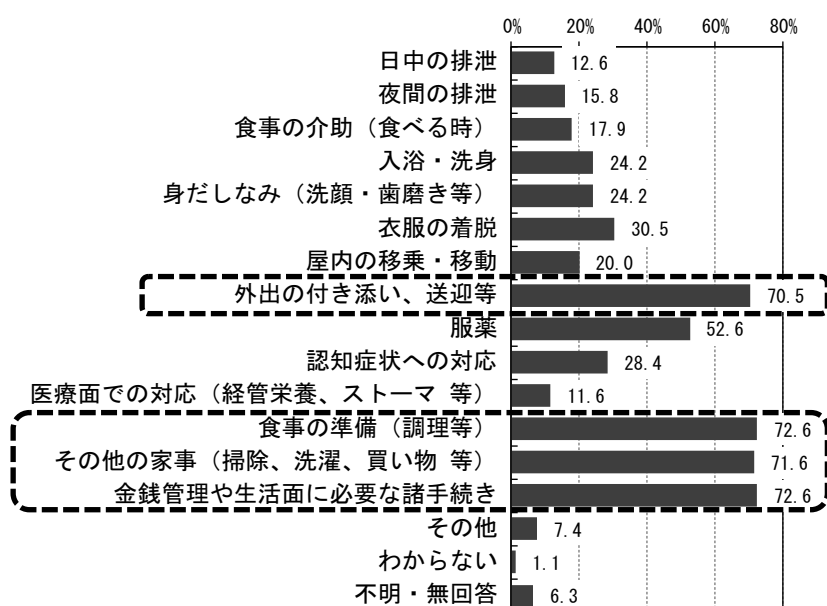
■主な介護者が行っている介護について

→「認知症状への対応」が37.2%で最も多く、「食事の準備（調理等）」(30.9%)が続いています。



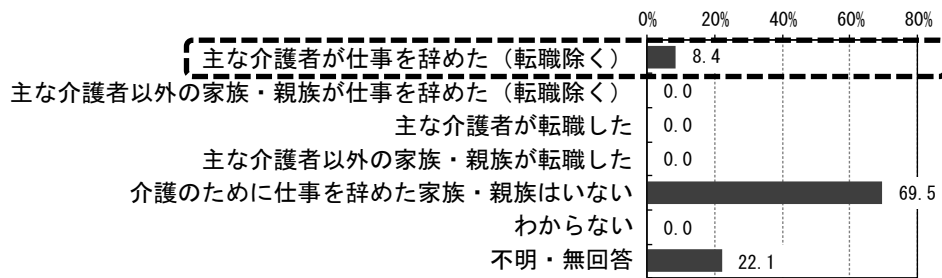
■今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護について

→「食事の準備（調理等）」と「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が72.6%で最も多くなっています。



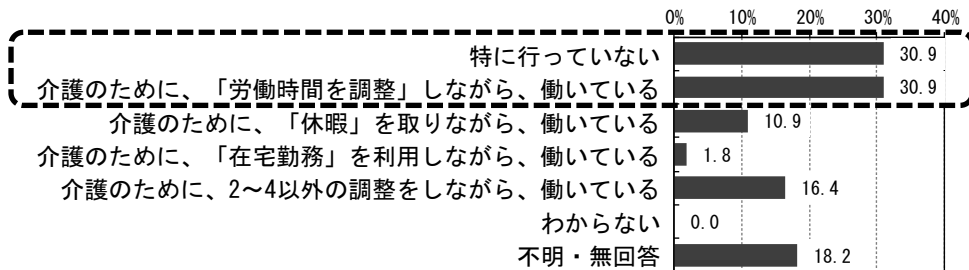
■介護のための離職の有無について

→介護のために仕事を辞めた人は8.4%となっています。



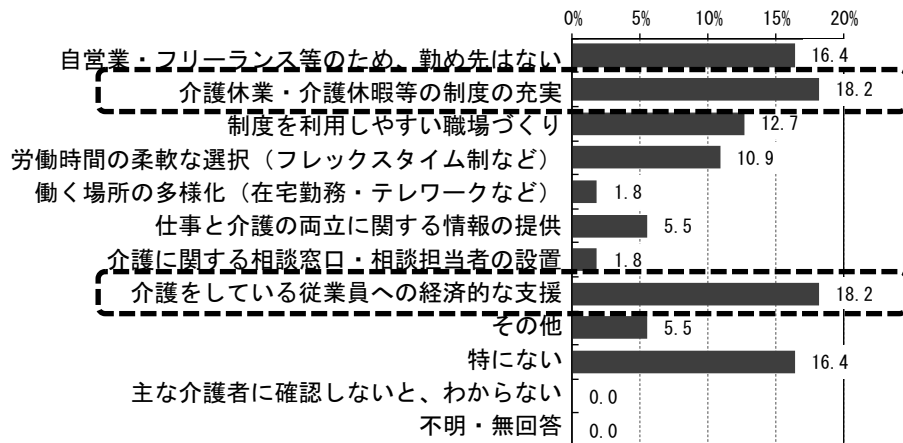
■主な介護者の方の働き方の調整の状況について

→「特に行っていない」と「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が30.9%で最も多くなっています。



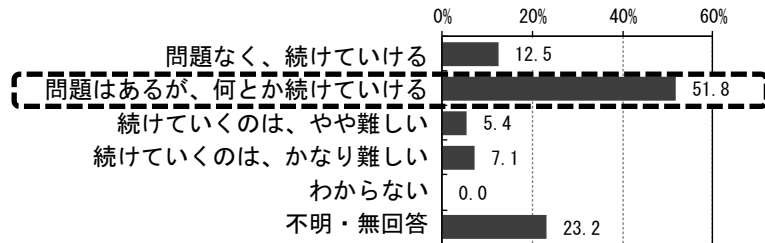
■就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援について

→「介護休業・介護休暇等の制度の充実」と「介護をしている従業員への経済的な支援」が18.2%で最も多くなっています。



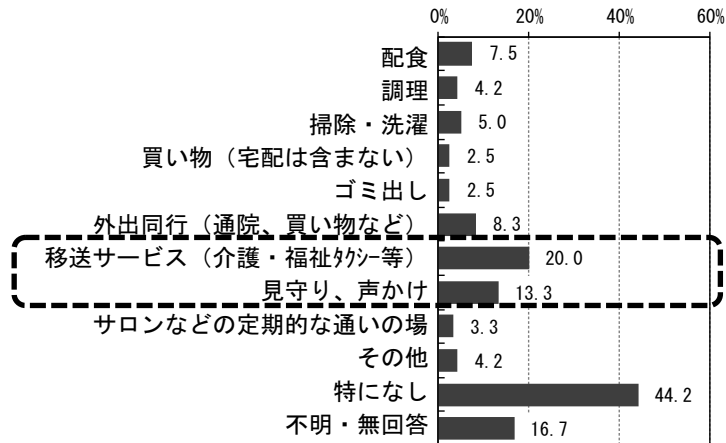
■主な介護者の就労継続の可否に係る意識について

→「問題はあるが、何とか続けていける」が51.9%で最も多く、「問題なく、続けていける」(12.5%)が続いています。



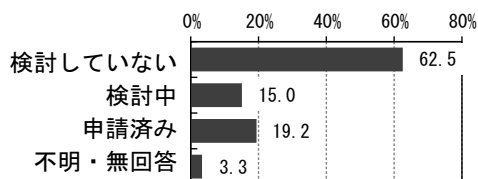
■在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービスについて

→「特になし」が44.2%で最も多く、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」(20.0%)と「見守り、声かけ」(13.3%)が続いています。



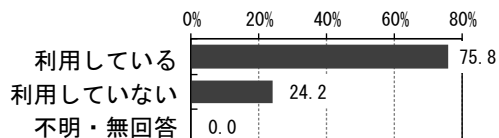
■施設等検討の状況について

→「検討していない」が62.5%、「検討中」と「申請済み」を合わせると34.2%となっています。



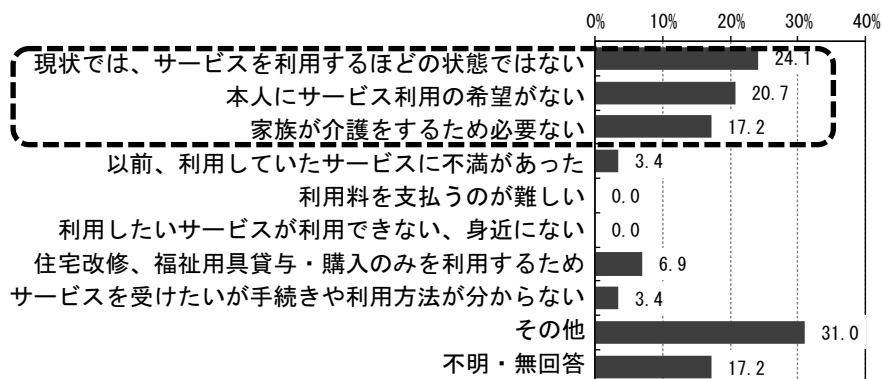
■介護保険サービスの利用の有無について

→「利用している」が75.8%、「利用していない」が24.2%となっています。



■介護保険サービス未利用の理由について

→「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が24.1%で最も多く、「本人にサービス利用の希望がない」(20.7%)と「家族が介護をするため必要ない」(17.2%)が続いています。



(3) 事業所ヒアリング調査

- ・ 町内 24 施設に対して調査票をメール送信し、13 施設から回答。
 ※施設… 1つの建物に複数の事業所があっても 1 施設とカウント。
- ・ 調査期間：令和 2 年 10 月 29 日～令和 2 年 11 月 10 日まで

①課題や困りごと

経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営が厳しい ・ 経営が安定しない ・ 食事などの委託先からの賃上げ要求に応じられない
新型コロナウイルスの影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が減少している ・ 新規利用者や体験利用の減少 ・ 外部団体を慰問で呼べない ・ 面会制限のため家族と入居者との面会が難しい
人材不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員の人材不足と採用に苦慮している ・ 求人しても採用に至らない
サービスの質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の技術・知識不足により利用者の満足度が上がらない ・ 認知症高齢者への対応が十分ではなく、集団生活上のトラブルが生じる ・ 認知症高齢者への対応の標準化はできないが、認知症の理解力により対応がさまざまとなっている
サービスの多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度の重度化により、開所当時と比較し食形態、個人対応など調理や配膳が複雑になっているが国の基準の食費代は変わらない
医療の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の認知症や要介護度が高くなるとともに要医療度が高くなっている
研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止対策等取り組みを強化したいものもあるが、どのように取り組みを勧めればよいかノウハウがない ・ メンタルヘルスの必要性を感じる ・ 非常時防災対策を作成していますが、内容や出来上がりの精度に自信を持っていない
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域との交流のきっかけ作りに苦戦している
在宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居の利用者が抱える問題（買い物、用足し等） ・ 家族と本人の意向不一致

②研修について

<p>実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務調整を行い時間の確保はできている ・2ヶ月に1回、職員研修を当施設で開催している ・職員1人につき、最低年一回は外部研修に参加している ・内部研修は毎月行っている（毎月の会議のあとに実施） ・最低でも毎月1回、研修を1～2時間の予定で組み、実施できている ・月に1度会議内にて研修を実施している ・年間の研修計画を作成し、外部講師に依頼し研修を開催している ・キャリアパスのためにも一定の基準をもって行っている ・本社より年間計画書に則り研修内容が届き、第2火曜日に実施している ・日中は実施できないため利用者の送迎後から実施している ・開催時間の調整や複数回の開催で行えています ・時間の確保は難しい状況だが、計画を立案して可能な限り実施している ・業務の都合上、参加人数に限りがあり数名の参加の場合もある ・皆で集まっての研修は業務が忙しいため難しい ・動画研修にて空いた時間にそれぞれ勉強しているが、勤務中に落ち着いて研修を受講できない職員もいる ・24時間シフト制での勤務であり、職員が一堂に集まり研修を行うことは難しく、2回に分けても全員が受講することができない。時間外での研修は、家庭の事情等があり調整が難しい ・研修は、業務時間で行うことが困難。特に介護はローテーションで24時間体制の業務時間であり1テーマの研修で1/3程度の出席しか見込めず、皆受講が必要な研修であれば同じ内容で3回は実施しなければならない状態 ・時間外や休日実施も、職員負担が大きく時間外手当等の問題もあるため研修の持ち方については常に課題がある ・会議等の時間内で行っているが、書面での研修が多く身になっていない
<p>新型コロナウイルスの影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度はコロナウイルス感染予防のため社外での研修が実施されていないため、社内での少人数での研修を実施 ・感染症対策を講じた上での内部研修の実施 ・外部研修は、新型コロナ禍のため積極的には参加させていない

③サービスの質を高めるために工夫している点や努力している点

社内会議	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員を交えての運営推進会議、倫理審査委員会、苦情解決委員会などの開催 地域の社会資源や情報交換等を行い、ニーズにあった対応を実施
企業運営	<ul style="list-style-type: none"> 職員が働きやすい環境を作るために、上司、部下関係なく雑談を交え話をするようにしている チームビルディングの学習と実施
利用者調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 利用者様が気軽に相談できる体制を取っている（お手紙、意見箱、モニタリング） 毎年利用者満足度調査を、入居者と家族を対象に実施し、ケアに問題はないか、職員の対応は良いか、充実してほしいサービスはないか等 20 項目程度調査をしている。集計後、取り組みが必要な項目について検討し改善へ向けている
スタッフ間の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有をする事でどのスタッフが対応しても同じサービスを提供出来るようにしている 週1回のミーティングを通して利用者の情報共有をしている
研修参加	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修への参加及び内部研修の実施 外部講師による研修の実施 資格支援制度による資格取得のサポート 整体、機能訓練等の技術向上のため月1～2回練習会を実施 業務改善やサービス内容等について多職種で話し合いや各委員会（転倒転落防止、安全確保、身体拘束ゼロ、ターミナルケアの振り返り、そして次へ繋げて行く為の取り組み等）の研修を定期的で開催している 動画研修の実施
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 温泉浴の実施 階段や段差のある施設のため、訓練としては歩行の訓練を多く行っている 研修会からの情報収集やサービス事業所からの利用者の情報収集をして、ケアプランに反映している。 新型コロナウイルスの影響で家族が面会できないため、身体状況、ケア内容、食形態の変更や摂取状況変わった際家族に電話連絡している 経口維持加算Ⅰ、Ⅱに取り組んで、口から食べる支援に努力している

④質の高いサービスを提供するために必要なこと

職場の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離職防止・定着 ・ 職員の心のケア、心の余裕を持てるように支援 ・ 人が育つ職場作り ・ 安定した人事管理が必要なため、職員をサポートする組織が職場内で必要 ・ 継続的な職員教育と、定期的な職員評価を行うシステム
新たなしくみの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帳票類等を簡略化しサービスに携わるスタッフを増員する ・ スタッフ全員で利用者一人ひとりについて話し合える時間の確保 ・ 地域ボランティアの導入 ・ 定期的な業務の見直しや多職種のチームケア ・ 入居者の重度化に伴い、医療ニーズが高くなってきているため、現行の看護体制の基準より多く配置する
研修など職員の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々のスキルアップ ・ スタッフの意欲とアイデアが必要 ・ 入居者の重度化、認知症の進行などの状況に応じた対応ができるように知識を深める ・ 医療、福祉に関する基本的な知識、技術はもちろん、世の中の情勢や地域の情報を得る ・ 雑談力、コミュニケーション能力を身に付ける
処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇改善を含めた給与面の底上げ ・ 介護報酬アップ
環境の力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資源の充実 ・ 同様のサービスを提供している事業所の情報交換 ・ 関係機関との連携

⑤人材の確保のため工夫している点や努力している点

採用活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実習生の受け入れ ・ 介護実習に来た学生に「ここで働きたい」と思ってもらえるよう PR している ・ 合同就職面談会等の参加 ・ ハローワークでの応募がないため、紹介料が発生するものの紹介会社を活用 ・ 高齢者の介護助手としての募集
状況に合わせた採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てなどを理由に日中のみ勤務可能な人材の採用 ・ パート短時間勤務の採用

休暇の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの家庭の事情を汲んで休みが取れるようにしている ・休みの希望は必ず聞き入れてシフトを作成
職場環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・自由に意見交換できる雰囲気づくり ・スタッフの意見、要望を聞き答え、継続して業務に従事できる環境を作っている ・離職防止のための個別面談の実施 ・働きがいと働きやすさの創出
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを事業所に一時滞在できるようにしている

⑥サービスを行う上で、町に支援・充実してほしいこと

人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・町独自の人材確保（早期退職者への就業促進、小・中・高校生の体験学習など）に向けた取り組み ・担い手問題は将来的にもっと深刻になるだろうと感じる。幼少期からの幼老交流の機会の確保、小中高時代からの職業としての認知の機会の確保等の検討をお願いしたい
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ等の感染症に罹患した場合の人材の派遣
安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも住み慣れた場所で元気に楽しく生活できる環境づくり ・認知症についても同様に、若い時期から知識を得る機会があり、地域で子どもも高齢者も守るという意識付けができるよう取り組みを要望したい ・独居の方への支援、安全確保に関する体制の充実
成年後見制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を活用する際に申立者がいない場合があるため、申立者が首長であるとスムーズに行えることから制度の活用結び付くように支援して頂きたい

4. 現状と課題の整理

第7期計画の施策や事業等の取組状況について以下のように「現状」と「課題」に整理しました。

	現状	課題
介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が介護保険サービスを受けられるように、サービス提供体制を整えサービスの供給量の確保を行ってきました。 ○サービスの質を維持・向上できるように様々な機会を通じて情報提供や研修等の機会を提供しました。 ○サービスの適切な利用に向け、介護給付費や要介護認定の適正化に取り組むとともに、各種情報の周知や低所得者などへの配慮等に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> □介護保険老人福祉施設の待機者調査において、在宅待機者が9名となり、サービス供給量の更なる確保が必要な状況となっています。 □情報提供や研修会等に加えて実地指導も行いましたが、実施頻度や内容を更に精査する必要があります。 □介護人材の確保が問題となっており、若年層への介護職の周知や新規就労、定着支援が求められています。 □新型コロナウイルス感染症発生の際のサービスの継続体制の構築が課題となっています。 □高齢者数が増加を続け、それに伴い要支援・要介護認定者数も増加しています。 □また、サービスの受給者数も増加するとともに介護給付費も増加を続けており、今後も介護給付費の増加が予測されます。 □事業所ヒアリングでは、人材不足等により経営の難しさやサービスの質の向上が図りにくいといった課題が出ています。 □研修についても、可能な限り実施しているものの、効果的な研修ができていないことや新型コロナウイルスの影響で外部研修への参加が難しい状況が生じています。

	現状	課題
地域支援事業の展開	<p>○高齢者が安心して生活できるように、介護予防や生活支援に関するサービス、各種教室の開催、権利擁護を含めた相談支援、介護を行っている家族への支援など、幅広い事業を展開してきました。</p> <p>○地域ケア会議を中心に、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進めてきました。</p> <p>○在宅医療・介護の連携を推進するために、紫波郡地域包括ケア推進協議会を設置し紫波町及び紫波郡医師会との連携を進めてきました。</p> <p>○認知症施策としては、「やさしさはばたく認知症支援ネットワーク連絡会」の設置をはじめ、認知症の理解の促進や早期発見・早期対応の仕組みづくり、認知症の人や家族を支える認知症サポーターの養成など各種取組を進めています。</p>	<p>□増加している高齢者世帯の実態把握が課題であり、特に地域とのつながりが希薄な高齢者への支援や本人のみならず世帯全体への支援が必要となっています。</p> <p>□制度改革等により多様な支援が必要となるとともに、社会環境の変化により、活動の担い手やボランティア活動の担い手が不足しています。</p> <p>□町内における訪問診療の体制整備が必要となっています。</p> <p>□在宅医療・介護連携については、情報共有シート、連携支援セットの活用・運用支援など、統一的な整備が課題です。</p> <p>□アンケート調査等でも高齢になるにつれて転倒の経験が増えるなど、介護予防の必要性が高まることが予測されますが、介護予防に関する周知が難しく参加者が増えないことや同じ参加者のみが利用するなど、介護予防意識の向上が課題となっています。</p> <p>□認知症については、相談者が増加しており地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム等で対応していますが、地域での見守りを担える人材が不足しています。人材育成の他に認知症カフェなどの有効活用が必要です。</p> <p>□アンケート調査からは、家族介護に対する支援に関するニーズが高く、認知症を含めた高齢者介護についての支援の充実が求められています。</p>

	現状	課題
地域包括ケアシステムの進化・推進	<p>○地域福祉向上のため、地域に根差した活動をする既存団体への支援や、新たなニーズに対応するための新規サービスを行う団体や NPO 等への支援を行ってきました。</p> <p>○介護予防の視点からも高齢者の社会参加ができるように、活動機会や情報の提供を行ってきました。</p> <p>○高齢者が在宅で生活を続けられるように、町独自の生活支援サービスを展開しています。</p> <p>○また、防災や災害時の対策として、台帳の整備や防災訓練の開催を行っています。</p>	<p>□住民主体の訪問サービスの担い手であるおれんじボランティアの拡充が求められており、更なる連携・支援が必要となります。</p> <p>□老人クラブ会員の高齢化や加入者の減少が見られるため、エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業等の様々な活動を推進し、社会参加の機会を増やしていく必要がありますが、活動の中心となる担い手の確保・継承が課題となっています。</p> <p>□日常生活、社会参加を継続するための移動手段が課題となっています。</p> <p>□高齢者分野においては老人クラブ会員の高齢化や加入者の減少が見られるため、地域における担い手の確保に向けて地域福祉計画との連携が必要です。</p> <p>□町独自の生活支援サービスについては、利用者が一定数に留まっており、更なる周知や今後の事業展開の見直しや検討が必要です。</p> <p>□台帳登録に対する同意率が低い水準となっており、要支援者の個人情報の取り扱いについて、逆手上げ方式（不同意者を除外した情報提供体制）への移行など検討が必要となっています。</p> <p>□一方、アンケート調査では、災害時や急病などの緊急時においては地域住民に助けてもらいたいなど支援ニーズも高く、地域において安心して暮らし続けられる仕組みづくりが必要となっています。</p>

第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

町が掲げる第7次矢巾町総合計画の基本理念である「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」のもと、令和7年を見据えた中長期的な取組を推進するため、本計画における基本理念を以下のとおりとします。

誰もが幸福に満ちた地域共生社会の実現

制度・分野の枠や、年齢、疾病の有無、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えてサポーターからパートナーへ、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、社会的排除のない誰もが参加できるコミュニティや地域社会を創ります。

この基本理念のもと、“人生100年時代を健幸に暮らせるまち やはば”を目指してまちづくりを進めます。

また、間近に迫っている「2025年問題」及び更なる少子高齢化が進む「2040年問題」への対応に向け、えんじょいセンターにおける介護予防活動及び地域でのエンジョイ活動の町内全域での実施等によるフレイル予防施策の推進を図ります。

2. 計画の基本目標

基本理念である「誰もが幸福に満ちた地域共生社会の実現」を目指し、次の基本目標を設定します。

基本目標1 介護サービスの充実

～ 誰もが安心して介護サービスを利用できる環境の実現 ～

町の状況とニーズを踏まえ介護保険施設等の整備について計画的に行うことや介護給付費のサービス種類ごとの推計等を踏まえ介護保険給付費を見込むなど、介護保険の安定的な運営を図ります。また、介護給付の適正化への取組を推進するとともに、介護を担う人材の確保や業務の効率化に関する取組を推進することで持続可能な介護保険制度を目指します。

基本目標2 地域支援事業の充実

～ 住み慣れた地域で自立した日常生活の実現 ～

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるように、通いの場の推進や矢巾町介護予防・認知症施策推進拠点施設（矢巾町えんじょいセンター）における介護予防・認知症施策の展開等、地域の介護予防・生活支援の体制を整備していきます。さらに、高齢者の心身の状況に応じた支援体制の構築を目指し、福祉サービスの提供とあわせて地域の支援者及び関係機関とのネットワークの強化を図ります。

基本目標3 地域包括ケアシステムの充実

～ 安心して暮らし続けられる地域の実現 ～

高齢者が安心して暮らし続けるために、自分に合った住まい方ができるように支援するとともに、地域による見守り体制の強化や災害時等の対策の充実に努めます。

また、高齢者が地域社会の一員として、生涯にわたり心身ともに健やかで心豊かに生活できるよう、生きがいのづくりと健康づくりを推進していきます。

3. 施策体系

本計画の施策体系は以下のとおりです。

「(重点)」と記載がある施策の方向は、本計画期間中に重点的に取組を進めるものです。

基本目標	基本施策	施策の方向
介護サービスの充実 【基本目標1】	1. 居宅系サービスの充実	①居宅サービス／介護予防サービス ②地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス ③居宅介護支援／介護予防支援
	2. 施設サービスの充実	①施設サービス
	3. 制度のより良い運用と利用支援の充実	①介護給付費及び要介護認定の適正化 ②利用者支援の充実
	4. 人材の確保及び業務の効率化の推進	①介護人材の確保及び資質の向上（重点） ②介護現場における業務の効率化
地域支援事業の充実 【基本目標2】	1. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	①介護予防・生活支援サービス ②一般介護予防事業
	2. 包括的支援事業・任意事業の充実	①地域包括支援センターの機能強化 ②総合相談支援事業 ③権利擁護事業 ④介護予防マネジメント事業 ⑤包括的・継続的マネジメント支援業務 ⑥地域ケア会議の推進 ⑦在宅医療・介護の連携の推進 ⑧認知症施策の推進（重点） ⑨生活支援サービスの充実・強化 ⑩任意事業
地域包括ケアシステムの充実 【基本目標3】	1. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	①地域福祉計画との連動 ②ボランティア活動等の促進
	2. 健康づくりと介護予防の一体的推進	①保健事業の推進 ②地域に根ざした介護予防事業の推進 ③生きがいづくり・社会参加のための環境づくり ④介護予防と社会参加の一体的な推進（重点） ⑤自立支援、介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
	3. 多様な生活支援の展開	①町独自の生活支援サービスの実施 ②高齢者虐待防止ネットワークの充実
	4. 高齢者の居住安定に係る施策との連携	①高齢者福祉施設 ②有料老人ホーム ③サービス付き高齢者向け住宅 ④自宅の改修等の支援
	5. 緊急時の対策及び対応の充実	①防災・災害時の対応の充実 ②防犯・安全対策の充実 ③感染症への対策の構築

第4章 施策の展開

基本目標 1 介護サービスの充実

(1) 居宅系サービスの充実

高齢者人口の増加に伴い、介護サービスに対するニーズの増加が見込まれます。そのため、介護が必要となっても住み慣れた地域で継続して生活できるように、本計画に基づき居宅系サービスの充実に努めるとともに、介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービス提供がされるように努めます。

①居宅サービス／介護予防サービス

□主な事業

事業名	内容
訪問介護／介護予防訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)や介護福祉士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談や助言等日常生活上の必要な世話をを行うサービスです。
訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護	要支援者・要介護者の自宅を入浴車で訪問し、移動浴槽を使用して入浴の介助を行うサービスです。
訪問看護／介護予防訪問看護	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション	病院・診療所及び介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して、訪問リハビリテーション計画のもとでリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導	病院・診療所または薬局の医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士等が、要支援者・要介護者の自宅を訪問して療養上の管理・指導等を行うサービスです。
通所介護(デイサービス)／介護予防通所介護	要支援者・要介護者が日帰りで通所介護事業所に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。
通所リハビリテーション(デイケア)／介護予防通所リハビリテーション	要支援者・要介護者が日帰りで通所リハビリテーション事業所に通い、入浴や食事の提供や心身の機能の維持回復を図るため理学療法、作業療法等のリハビリテーションを受けるサービスです。
短期入所生活介護(ショートステイ)／介護予防短期入所生活介護	要支援者・要介護者が老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

事業名	内容
短期入所療養介護(ショートステイ)／介護予防短期入所療養介護【老健】【病院等】	要支援者・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、医療管理のもとで看護・介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けるサービスです。
福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与	要支援者・要介護者に対して、日常生活上の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。
特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費	要支援者・要介護者が、福祉用具貸与になじまない特定の福祉用具(入浴用品や排せつ用品)の購入する費用について、一定額の補助を受けることのできるサービスです。
住宅改修／住宅改修(介護予防)	要支援者・要介護者に対して、高齢者の基本的な生活環境の改善を目的とする、手すりの取り付けや段差解消等、小規模な住宅改修を対象とした住宅改修費に対する給付を行います。
特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム・軽費老人ホームに入居している要支援者・要介護者に対して提供される、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、及び療養上の世話等を行うサービスです。

②地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

□主な事業

事業名	内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせ、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間の定期巡回訪問、通報による訪問介護サービスを提供します。
認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護	認知症であっても日常生活動作において自立している要支援者・要介護者が通所介護等に通い、入浴や食事の提供とこれに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認と機能訓練を受けるサービスです。
小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援者・要介護者が「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)／介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の要支援者・要介護者がグループホームに入居し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

事業名	内容
地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護は、定員29人以下の有料老人ホームその他の施設に入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び機能訓練などを行うサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設は、定員29人以下の特別養護老人ホームで、入所者に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話及び健康管理などのサービスを提供する施設です。
看護小規模多機能型居宅介護	要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて提供する複合型事業所において、看護と介護サービスを一体的に提供するサービスです。
地域密着型通所介護	小規模な事業所(定員18名以下)が提供する通所介護サービスであり、要介護者が日帰りで介護施設に通い、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活等に関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を受けるサービスです。

③居宅介護支援／介護予防支援

□主な事業

事業名	内容
居宅介護支援／介護予防支援	要支援・要介護の認定を受けた方が、より自分に合ったサービスを利用できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が介護サービス計画(ケアプラン)を作成するサービスです。

(2) 施設サービスの充実

後期高齢者の増加により要介護高齢者の増加および要介護度の重い高齢者の増加が見込まれます。そのため、在宅での生活が困難な要介護高齢者に対して、施設において支援ができるように施設サービスの充実を図ります。また、入所待機者の解消に向けて、負担と給付のバランスを考慮し、新規施設の整備を事業者の意向を調査しながら検討を行います。

①施設サービス

□主な事業

事業名	内容
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設は、特別養護老人ホームのことであり、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする高齢者で、自宅での生活が困難な方に、生活全般の介護を行う施設です。
介護老人保健施設	在宅復帰を目指して、医療ケアと生活サービスを一体的に提供する施設です。病状が安定期にあり、治療の必要はないものの、リハビリテーション等を必要とする要介護者を対象としています。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設です。 平成29年度末で廃止が決定していますが、介護医療院等への転換も含め、令和5年度末まで移行期間が設けられています。
介護医療院	介護療養型医療施設の廃止による転換先として新たに創設された施設です。 今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

(3) 制度のより良い運用と利用支援の充実

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が必要とする過不足ないサービスを、事業者が適切に提供するように促します。また、これらの取組により適切なサービスの確保と適正な介護給付を行うことで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度運営に努めます。

また、介護が必要となった場合に適切なサービスを利用するためには、介護保険制度やサービス事業者の情報などが提供されることが重要であるため、関係機関等と連携して情報の周知を図ります。

①介護給付費及び要介護認定の適正化

□主な事業

事業名	内容
介護給付費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制を充実するとともに、事業者指導体制の強化やケアプランの抽出チェック等により、介護給付費の適正化を図ります。 ○介護給付等費用適正化事業として、要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる①認定調査状況チェック、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④介護給付通知、⑤医療情報との突合から成る主要5事業の実施を計画しています。
要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護認定の公正、公平性を確保するため、認定調査員の必要な知識・技能の習得を促すとともに、認定審査会における審査判定の適正化・平準化を目指し、委員の共通認識の確立と審査判定の技術の向上を図ります。 ○認定審査会においては、要支援認定非該当でも必要な場合は介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス提供も視野に入れた適切な判定を促進します。 ○認定調査員等の研修の充実や相互の情報交換体制の充実を図るとともに、認定調査状況のチェック等を行います。

②利用者支援の充実

□主な事業

事業名	内容
低所得者への配慮	<p>○介護サービスが必要でありながら、経済的理由で利用できなかったり、制限したりすることがないように、個別の事情に応じて介護保険料や利用料の減免制度のほか、高額介護サービス費などの負担軽減制度の適切な運用を図ります。</p>
苦情処理体制の整備	<p>○利用者からの不満や苦情には、利用者保護の立場から原因を究明し、トラブルの再発を防ぐよう迅速で適切な対応に努めます。</p> <p>○県や国民健康保険団体連合会との連絡調整を図るとともに、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者などとの連携を強化し、苦情に対する相談・援助体制を整備します。</p>
情報提供の充実	<p>○サービスガイドやホームページの内容を充実し、これらを活用した広報活動のほか、介護情報の公表制度など、利用者のサービス選択制度の周知や事業者情報の提供に努めます。</p> <p>○各種会合や研修会への講師派遣など、様々な機会を捉えて、制度の周知を図ります。</p>

(4) 人材の確保及び業務の効率化の推進

介護を必要とする高齢者が今後も増加することが予測されることから、介護サービスの充実が必要です。

一方、介護サービス事業所や介護保険施設等で働く人材の不足が表面化していることから、今後も介護人材を安定的に確保するための取組や継続的に就労できる環境の整備に努めます。

また、介護人材の定着や負担軽減を踏まえ、各種申請における事務負担の軽減やロボットやICTの活用など業務の効率化に関する事業等について周知します。

①介護人材の確保及び資質の向上（重点）

□主な事業

事業名	内容
介護人材の確保・育成に関する関係機関事業の周知	○岩手県の「外国人介護人材受入支援事業」や「介護人材資質向上支援事業」など介護人材の確保・育成に関する事業等の周知を行います。 ○岩手県福祉人材センターにおける人材確保・介護現場のイメージアップに関する事業等の周知を行います。
介護人材確保・育成に関する支援事業の実施	○介護サービス事業者等と意見交換をしながら、効果的な介護人材確保・育成事業を検討・実施します。

②介護現場における業務の効率化

□主な事業

事業名	内容
業務の効率化に関する周知	○介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する介護ロボット又はICTの導入を推進するため、岩手県の「介護ロボット等導入支援事業」等の周知を行います。
各種申請等に係る事務負担軽減	○各種申請等に係る事務負担軽減を図るため、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化に努めます。

基本目標 2 地域支援事業の充実

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護保険における給付サービスは全国どこでも同じ内容で実施されています。総合事業では、この介護給付のうち、要支援認定を受けている人の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」について、全国一律の「給付」から市町村が実施する「事業」へと移行されています。総合事業では、市町村がそれぞれの実情に応じて多様なサービスを実施できるようになりました。高齢者が継続的に介護予防に取り組めるように支援を行います。

①介護予防・生活支援サービス

□主な事業

事業名	内容
訪問型サービス	<p>【訪問介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の介護予防訪問介護に相当するサービス <p>【訪問型サービスA】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員等を緩和した基準による生活援助等のサービス <p>【訪問型サービスB】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス <p>【訪問型サービスC】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師やリハビリテーション専門職等が行う、体力改善やADL・IADLの改善に向けた短期集中予防サービス <p>【訪問型サービスD】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移送前後の生活支援サービス <p>○介護予防訪問介護相当サービスを継続して実施し、要介護状態等の軽減や悪化の防止を目指します。</p> <p>○訪問型サービスBである住民主体の自主活動として、「おれんじボランティア」による生活援助サービスの拡充を推進します。</p>
通所型サービス	<p>【通所介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の介護予防通所介護に相当するサービス <p>【通所型サービスA】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員等を緩和した基準による運動・レクリエーション等のサービス <p>【通所型サービスB】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の体操や運動等の活動をする自主的な通いの場によるサービス <p>【通所型サービスC】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師やリハビリテーション専門職等が行う、運動器の機能向上や栄養改善等の短期集中予防サービス

	○介護予防通所介護相当サービスを継続して実施し、要介護状態等の軽減や悪化の防止を目指します。
その他の生活支援サービス	<p>【栄養改善を目的とした配食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養改善を目的とした配食や、一人暮らし高齢者等に対する見守りとともに行う配食を行います。 <p>【住民ボランティア等が行う見守り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民ボランティア等が行う定期的な見守り訪問による、安否確認及び緊急時の対応を行います。 <p>【訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供を行います。
介護予防ケアマネジメント	○要支援者及び基本チェックリストによって事業対象者と判断された者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

②一般介護予防事業

□主な事業

事業名	内容
介護予防把握事業	<p>○地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。</p> <p>○介護予防の観点から、高齢者世帯等の訪問を行い、助言や相談等を行います。必要時、地域包括支援センターと連携し介護保険等のサービスの調整を行います。</p>
介護予防普及啓発事業	<p>○地域における介護予防の推進を図るため、啓発パンフレットの発行や広報紙への関連記事の掲載を行い、介護予防の重要性についての意識啓発に努めます。</p> <p>○介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発のため、講演会や矢巾町介護予防・認知症施策推進拠点施設(矢巾町えんじょいセンター)介護予防教室、公民館型介護予防教室、岩手医科大学と協定を結び医大が行っている脳いきいき教室等の介護予防教室事業を実施し、介護予防に関連する体力増進と健康づくり、口腔機能の維持・向上、栄養改善、認知症などの正しい知識と理解の普及・啓発を図ります。</p>
地域介護予防活動支援事業	○地域活動組織等へ介護予防に対する取り組みの紹介や、介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修等を通じて、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

地域リハビリテーション活動支援事業	○地域における介護予防の取り組み機能を強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。
-------------------	---

(2) 包括的支援事業・任意事業の充実

総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなどを通じて、地域ケアマネジメント・地域のネットワークづくりを実施します。

また、地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として、介護や健康、医療など様々な面から、地域で暮らす高齢者を支えるための拠点であり、地域包括支援センターの果たす役割は重要になってきていることから、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

地域で暮らす高齢者の独居世帯や夫婦のみ世帯も増加傾向にあることから、生活支援を充実させていくことや医療・介護の関係機関が連携により在宅医療・介護の一体的提供を進め、認知症高齢者が尊厳を保ちながら生活を送れるように認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、地域全体で認知症高齢者の生活を支えるための仕組みづくりを進めます。

①地域包括支援センターの機能強化

□主な事業

事業名	内容
地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う地域の中核的機関です。 ○本町では1か所設置しており、介護予防ケアプランの作成や認知症予防教室の実施、地域のネットワークづくりなど、地域住民の心身の健康の維持や生活の安定のために必要な支援を行っています。 ○介護・福祉サービスの総合相談窓口として、地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていけるように、地域包括支援センター運営協議会を設置し、中立性の確保や公平な運営の継続を図るとともに、高齢者が安心して相談できる体制の充実を図ります。 ○地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現に向けて、行政機関と連携・協働し積極的に取り組みます。

②総合相談支援事業

□主な事業

事業名	内容
総合相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの社会福祉士等各専門職が、町民の各種相談を幅広く受け付けるとともに、相談・苦情の受付等についても窓口となって対応します。 ○地域における様々な関係者とのネットワーク構築を図り、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、支援方針に基づく様々なサービス等への利用のつなぎ機能などの継続的・専門的な相談支援を行い、制度横断的、多面的な支援を展開します。

③権利擁護事業

□主な事業

事業名	内容
権利擁護事業	<p>○尊厳の保持と意思決定支援を基本に地域で自分らしく暮らす権利を護る支援を推進します。</p> <p>○実態把握や総合相談支援の中で、判断能力が不十分なため日常生活に困っている高齢者等に対して、安心して日常生活が送れるようにするために、専門的・継続的視点から権利擁護のために必要な支援を行います。</p> <p>○具体的には高齢者虐待の防止、成年後見制度の普及・促進、消費者被害の防止等の取り組みを推進します。また、中核機関である盛岡広域成年後見センターと連携して成年後見制度の利用促進に取り組みます。</p> <p>○高齢者の虐待については、「高齢者虐待防止法」により、虐待発見者には市町村への通告義務があり、市町村は虐待を受けた高齢者を保護する責務が定められています。</p>

④介護予防マネジメント事業

□主な事業

事業名	内容
介護予防マネジメント事業	<p>○自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的とし、総合事業対象者について地域包括支援センターの保健師等各専門職が、個々の状態に応じた介護予防ケアプランを作成し、効果的に介護予防を進めます。</p>

⑤包括的・継続的マネジメント支援業務

□主な事業

事業名	内容
包括的・継続的マネジメント支援業務	<p>○地域包括支援センターの主任介護支援専門員等各専門職が地域包括ケアを推進するために介護支援専門員等に対して包括的・継続的ケアマネジメントを実施することができるように支援を行います。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケアマネジメント支援 ・関係機関の連携体制構築支援 ・介護支援専門員同士のネットワーク構築支援 ・介護支援専門員等の実践力向上支援

⑥地域ケア会議の推進

□主な事業

事業名	内容
地域ケア会議	<p>○地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの構築を実現するために、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進める手法の一つで、地域ケア個別会議と地域ケア推進会議を開催します。</p> <p>○地域包括支援センターを中心に支援困難事例や自立支援が必要な事例等を検討する地域ケア個別会議を開催し、保健・医療・福祉・司法関係者及び介護サービス提供に関わる事業者などの各分野の関係機関と連携し、情報を共有しながら尊厳の保持と自立支援の推進を図ります。</p> <p>○個別ケースの積み重ねから見えてきた課題について、地域における多職種の関係者間で検討し、共通課題の共有と地域課題の把握を図ります。</p> <p>○把握された地域課題解決に向けては、町を中心に地域ケア推進会議を開催し、関係者間の調整や地域のネットワークづくりの具体化、新たな事業の立ち上げ等を検討します。</p>

⑦在宅医療・介護の連携の推進

□主な事業

事業名	内容
紫波郡地域包括ケア推進協議会の設置	○紫波町、紫波郡医師会との連携のもと、医療介護の連携、地域包括ケアシステムの構築等について協議するため、平成28年6月に地域の医療介護関係者による「紫波郡地域包括ケア推進協議会」を設置し、協議を行っています。
紫波郡地域包括ケア推進支援センターの設置運営	○平成28年10月に紫波町と共同して設置した「紫波郡地域包括ケア推進支援センター」を医療・介護連携の拠点として、紫波町と矢巾町の在宅療養のための医療介護資源の拡充と担い手の疲弊防止、多職種連携のための環境整備、顔の見える関係づくりから実践的なネットワークの構築など、在宅療養の環境づくりを支援していきます。
在宅医療・介護連携に関する情報の収集・整理及び活用、課題の把握、施策の企画・立案、周知	<p>○地域医療・介護資源リスト、資源マップ、居宅介護支援事業所等一覧の整備（更新）を行います。</p> <p>○医療介護関係者等へのアンケート・ヒアリング等の実施、各種会議の開催・参画により、課題の把握・対応策を検討します。</p>
在宅医療・介護連携に関する相談対応、情報提供及び助言等支援	○町民の相談窓口である地域包括支援センターと連携し、医療・介護の支援を行います。
地域住民の理解を深めるための普及啓発	○地域医療・介護資源マップやパンフレットの整備、ホームページ掲載等により在宅医療・介護連携に関して普及啓発を図るとともに岩手県医師会作成の「わたしの生きるノート」を活用し、意思決定支援等の普及啓発を行います。また、地域

	住民を対象とした講演会等の開催を検討します。
医療・介護関係者に対する研修及び支援	○在宅療養・多職種連携支援研修、認知症対応力向上研修、地域リハビリテーション研修等を開催します。
切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	○在宅療養に関する会議や研修会の機会を活用した多職種連携、医療職と介護職のチームケアなど実践的ネットワークの構築支援を行います。
在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携（協議）	○紫波郡地域包括ケア推進支援センターを共同設置している紫波町と連携し、郡内の在宅医療・介護連携体制の整備、支援を行います。

⑧認知症施策の推進（重点）

□主な事業

事業名	内容
認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症は地域住民みんなにとって身近な病気であることを、普及・啓発します。 ○地域の住民に認知症に対する正しい理解を促進するため、認知症の人を温かく見守る認知症サポーターの育成を図り、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組みます。 ○医療機関等と連携を図りながら、認知症に対する理解を深めるための知識の普及・啓発を推進します。 ○地域のボランティア活動に参加する高齢者等に対して認知症の理解に関する研修を実施します。 ○世界アルツハイマー月間などの機会を捉えた認知症に関するイベントを開催します。
認知症の早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症を発症した際には、早い段階で治療することによりその進行を遅らせることができるため、早期対応が重要となります。そのため、地域包括支援センターが民生委員などと連携して認知症の疑いのある人の早期発見に努め、認知症初期集中支援チームや専門医療機関へのつなぎ機能の充実を図ることで、早期受診までの道筋をつくります。 ○保健・医療・福祉が有機的に結び付いた、認知症の予防・早期発見・早期対応に一貫して取り組む体制づくりに努めます。
認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を増員し、認知症施策の企画・運営を行いながら、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携や支援、認知症の人とその家族への相談体制の整備と相談支援の充実を図ります。 ○認知症初期集中支援チームは、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らしていくことができるように、早期診断及び早期対応に向けて、関係機関と連携し活動を行います。

認知症の発症予防	<p>○認知機能の維持・改善を図るため、認知症予防教室(コグニサイズ等)を実施します。</p> <p>○コグニサイズは、運動と認知課題を組み合わせた認知症予防の運動で、体の健康を促すと同時に脳の活動を活発にし、認知機能低下の予防を図る運動です。</p>
認知症ケアパスの普及	<p>○認知症の人が、認知症を発症したときから、生活機能障がいが増進していく中で、その進行状況に合わせて、「いつ」「どこで」「どのような」医療・介護サービスを受ければよいのかを標準化した認知症ケアパスの普及に努め、認知症の人や家族が早期に適切な対応ができるよう理解の促進を図ります。</p>
認知症サポーター養成講座開催の推進	<p>○認知症サポーター養成講座は、認知症に関する基礎知識や対応方法を学ぶもので、修了者には認知症の方を支援する意思を示すオレンジリングが配られます。</p> <p>○矢巾町キャラバン・メイト連絡会を中心に地域住民や学校・企業等に対して養成講座を開催し、サポーターを増やすことで、認知症の人や家族への見守り・支援の輪を広げていきます。</p>
認知症サポーターの活動促進	<p>○認知症サポーター養成講座受講者に対してステップアップ研修を実施し、チームオレンジ等の構築を推進します。</p>
若年性認知症施策の強化	<p>○65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といい、全国で4万人近くいると言われています。若年性認知症の人は、就労や生活費等の経済的問題が大きいこと等から、居場所づくり等の様々な分野にわたる支援を総合的に講じていきます。</p>
認知症の人の介護者への支援	<p>○認知症の人の介護者への支援を行うことは、認知症の人の生活の質の改善にも繋がるため、家族など介護者の精神的身体的な負担の軽減や、仕事・生活と介護の両立を支援する取組を推進します。</p>
やはば脳とカラダのいきいき健診事業への協力(認知症コホート研究)	<p>○岩手医科大学神経内科・老年科と矢巾町が協定を締結し、高齢化率の高い行政区が選定され、平成28年度は13行政区、平成29年度は6行政区の65歳以上で、研究の同意を得られた方を対象に、健診事業を実施し、約1,000人が健診を受けています。これにより、生活習慣の改善や病気の早期発見・早期治療に取り組んでいます。</p> <p>○令和2年度には新たに包括協定を締結し、健診受診者に対する追跡調査や健康教室等を実施しており、今後も継続して取り組んでいきます。</p>
地域の見守り体制作り	<p>○認知症の人が道に迷ってしまい、行方不明になって捜索が必要になった場合に、警察と関係機関が協力し、早期発見と安全保護を目指す「見守りSOSネットワーク」や「みまもりタグ」の利用促進、「介護保険事業所ネットワーク」との連携、「矢巾わんわんパトロール隊」による見守りを行い、安心して暮らすことができる体制を推進します。</p> <p>○各行政区や介護保険事業所等と連携を図りながら徘徊模擬訓練を実施し、認知症の人への理解、声かけといった関わり方など地域としての見守ることのできる体制を作ります。</p>
地域密着型介護サービスの整備	<p>○小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護が提供されており、今後も認知症対応型のサービスを中心とした身近な地域における介護サービス提供基盤の充実を図ります。</p>

本人及び家族への支援	<p>○認知症により判断能力が低下した方への支援策として、虐待防止、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進、消費者被害防止のための取り組みを関係機関の連携のもと推進します。</p> <p>○認知症の人を介護する家族には悩みが少なくないことから、家族同士が交流できる場(認知症カフェや介護者のつどい等)を設けることで同じような悩みや苦勞を話し合える機会をつくり、介護する家族の支援を図ります。</p>
------------	--

⑨生活支援サービスの充実・強化

□主な事業

事業名	内容
生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置	<p>○生活支援・介護予防サービスの体制整備に向け、地域においてサービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能(資源開発やネットワーク構築の機能など)を担う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置しています。</p> <p>○生活支援コーディネーターを中心にボランティア、NPO、民間企業等や自治会、老人クラブ、地域活動団体などと協働により生活支援サービスの充実・強化を図ります。</p>
矢巾町生活支援協議会の設置	<p>○定期的な情報共有や連携強化のためのネットワークとして、生活支援コーディネーターやサービスの提供主体等で構成する「矢巾町生活支援協議会」を設置しており、情報共有や連携・協働による資源開発等の推進を図ります。</p>

⑩任意事業

□主な事業

事業名	内容
介護給付費適正化事業(介護給付費適正化計画)	<p>○認定調査状況のチェックや住宅改修等の点検による、不適切な給付を削減することにより、介護保険料の増大の抑制を図ります。</p> <p>○利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高めます。</p> <p>○「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」の主要5事業について取組と目標を設定します。</p> <p>【主要5事業】</p> <p>●要介護認定の適正化</p> <p>・要介護認定の変更認定または認定に係る認定調査の内容について町の職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。</p> <p>●ケアプランの点検</p> <p>・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求めまたは訪問調査を行い、町の職員等の第三者</p>

	<p>が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とするサービスを確保します。また、給付適正化システムを導入し、認定データと給付データを突合し、受給者の状態に合った給付が行われているか検証し、その状態に適合していないサービス提供を改善します。</p> <p>●住宅改修等の点検</p> <p>・住宅改修の点検</p> <p>保険者が改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切または不要な住宅改修を排除します。</p> <p>・福祉用具購入・貸与調査</p> <p>保険者が福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。</p> <p>●縦覧点検・医療情報との突合</p> <p>・縦覧点検</p> <p>受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。</p> <p>・医療情報との突合</p> <p>医療担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。</p> <p>●介護給付費通知</p> <p>・保険者から受給者本人(家族を含む)に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を目指します。</p>
<p>家族介護慰労事業</p>	<p>○在宅で重度の要介護者を、介護保険のサービスを利用せずに介護をしている家族の方を対象に、慰労金を支給します。</p>
<p>その他の事業</p>	<p>○成年後見制度利用支援事業</p> <p>・矢巾町成年後見制度利用促進基本計画に基づき、町民に広く制度の趣旨を理解していただくなど普及・啓発に努めるとともに、制度に関する情報提供、成年後見に取り組む団体等の紹介などを通じて、必要な方への制度利用へつなげます。</p> <p>○住宅改修支援事業</p> <p>・高齢者向けに居室等の改良を希望する方に対して住宅改修に関する相談・助言を行います。</p>

基本目標 3 地域包括ケアシステムの充実

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

これまで地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在していましたが、高齢化の進展や社会環境の変化等から地域における支え合いの機能が弱まってきています。このような支え合いの機能を再構築することで、誰一人孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。地域福祉の「支え手」と「受け手」という関係を超越してつながることで、地域をともに創っていく「地域共生社会」を目指します。

①地域福祉計画との連動

□主な事業

事業名	内容
地域を支えるひとの育成	○認知症サポーター養成講座開催の推進を図るとともに、ボランティア等の地域で支える人の育成・活動支援を行います。
支援につながる・つなげる仕組みの展開	○複雑化・複合化したニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を関係機関等と連携・協力し、包括的な支援体制を構築するため重層的支援体制整備事業に取り組みます。
誰もが活躍できる地域の構築	○地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーター等が連携して地域課題を把握し、地域住民や社会福祉法人等による生活支援サービスの拡充・創出に努めます。また、支える側、支えられる側という従来の関係から、それぞれが役割を持ち、地域で支え合う関係の構築を推進します。

②ボランティア活動等の促進

□主な事業

事業名	内容
介護予防ボランティア養成事業	○通いの場の推進のため、シルバーリハビリ体操3級養成講座を開催し、指導者の養成に取り組みます。また、県が開催する1級及び2級指導者養成講座受講も推進します。
社会福祉協議会との連携	○社会福祉協議会と連携し、ボランティア養成講座の開催、ボランティア団体の活動支援を推進します。
おれんじボランティアの育成・活動支援	○住民主体の生活支援サービスの担い手及びチームオレンジの中心であるおれんじボランティアの育成、活動支援に取り組みます。

(2) 健康づくりと介護予防の一体的推進

「人生 100 年時代」に向け、高齢者が生きがいのある生活を送るために、人生の中で培われた知識や技能を日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるよう取組を支援します。

また、いつまでも元気で、生涯にわたって活躍できるよう、健康づくりに対する意識啓発を進めるとともに、様々な健康課題に向けた取組や疾病予防・介護予防を一体的に取り組むことで健康寿命の延伸を図ります。

①保健事業の推進

□主な事業

事業名	内容
保健事業と介護予防の 一体化事業	<ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療広域連合と市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組みます。 ○KDBシステム※¹を活用した地域の健康課題の分析・明確化・対象者の把握を行います。 ○健康状態が不明な高齢者への訪問、実態把握を行い、必要なサービスへのつなぐ支援を行います。 ○通いの場等において、フレイル※²予防の普及啓発活動や健康教育・健康相談を実施し健康なまちづくりを推進します。

※¹：国保データベース（KDB）システムとは、国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムです。

※²：フレイルとは、「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態ですが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされており、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。

②地域に根ざした介護予防事業の推進

□主な事業

事業名	内容
介護予防教室	○おおむね60歳以上の方を対象に介護予防・認知症施策推進支援拠点施設（矢巾町 えんじょいセンター）において、月ごとにテーマを設定し介護予防教室を開催します。
通いの場体操くらぶ	○おおむね65歳以上の方を対象に、町内自治公民館等に自主的に気軽に集まり、介護予防に効果のある体操（シルバーリハビリ体操等）で体を動かしながら、楽しく活動するグループの活動を町が支援します。
公民館型介護予防教室	○おおむね65歳以上の方を対象に、町内自治公民館等において、健康の保持増進及び持っている能力の維持向上を目的に、町が介護予防教室を開催し、体操や介護予防に関する活動の普及啓発を図ります。

おでんせ広場（生きがい対応型デイサービス）	○おおむね65歳以上の介護保険サービス対象外の方に、さわやかハウスにおいて、閉じこもり予防、健康チェック、介護予防などを目的としたデイサービスを実施します。
サロン活動の促進	○各地区の自治公民館において「おでんせ広場」から派生して、住民主体で実施される「こびりっこサロン」活動の支援を図ります。 ○高齢者のふれあいや交流の場づくりを目的とし、町民が主体的に運営する年齢や心身の状況等によって分け隔てることのない集いの場の充実を図ります。また、矢巾町介護予防・認知症施策推進拠点施設（矢巾町えんじょいセンター）において、サロンを定期開催し、ふれあいや交流の場を提供します。

③生きがいづくり・社会参加のための環境づくり

□主な事業

事業名	内容
老人クラブ活動の支援	○老人クラブの育成と活動支援に努めるとともに、会員数の増加に向け比較的若い年代からも入会しやすくなるよう、新規加入者のニーズにあった活動メニューの展開を支援します。
生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動の推進	○人によって生きがいとなることは様々であることから、多くの高齢者の社会参加促進を目指し、趣味、学習、仲間とのスポーツ・レクリエーションなどの多様な活動機会の充実を図ります。
就労の促進	○働くことを生きがいとする高齢者はもちろん、収入を確保することを目的として就労を希望する人のためにも、（公財）矢巾町シルバー人材センターを中心に高齢者の就労支援の充実を図ります。
エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業	○地域住民が各地区公民館等を拠点として、体力づくりや趣味創作活動など様々な交流を行い、地域での支え合いの仕組みや居場所づくりを構築する活動に対して支援を行います。

④介護予防と社会参加の一体的な推進（重点）

□主な事業

事業名	内容
エン（縁）ジョイやはばネットワーク事業（再掲）	○地域住民が各地区公民館等を拠点として、体力づくりや趣味創作活動など様々な交流を行い、地域での支え合いの仕組みや居場所づくりを構築する活動に対して支援を行います。
介護予防・認知症施策推進拠点施設の活用	○介護予防教室、シルバーリハビリ体操教室、サロン、各種カフェ等を定期的に開催し、介護予防、居場所づくり、社会参加を一体的に推進します。

⑤自立支援、介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標

□主な事業

事業名	内容
ケアプラン点検	○居宅介護支援事業所を対象としたケアプラン点検を行い、要介護者の重度化防止、自立支援につながるような過不足のないプランの作成を支援します。
通いの場体操くらぶ (再掲)	○おおむね65歳以上の方を対象に、町内自治公民館等に自主的に気軽に集まり、介護予防に効果のある体操(シルバーリハビリ体操等)で体を動かしながら、楽しく活動するグループの活動を町が支援します。
認知症サポーター養成 講座開催の推進 (再掲)	○認知症サポーター養成講座は、認知症に関する基礎知識や対応方法を学ぶもので、修了者には認知症の方を支援する意思を示すオレンジリングが配られます。 ○矢巾町キャラバン・メイト連絡会を中心に地域住民や企業等に対して養成講座を開催し、サポーターを増やすことで、認知症の人や家族への見守り・支援の輪を広げていきます。

(3) 多様な生活支援の展開

高齢者が住み慣れた地域社会で、できるだけ長く自立した生活を送れるよう高齢者や家族構成等のその人に合った多様な在宅サービスを提供し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

また、高齢者の虐待は、様々な要因が複雑に絡み合っ発生することが多いことから、地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉の関係者や民生児童委員など地域住民との連携のもと、虐待の未然防止と早期発見、早期対応に向けた体制を構築します。

①町独自の生活支援サービスの実施

□主な事業

事業名	内容
寝具等洗濯乾燥サービス事業	○65歳以上の寝たきりまたは認知症の高齢者を対象に、寝具等の衛生管理を目的とした洗濯及び乾燥サービスを年3回実施します。
配食サービス事業	○食事の準備等が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯等、もしくはこれに準ずる世帯を対象に、食事を定期的に配食することで食事の量及び質を確保し、高齢者の健康保持を支援し、定期的な見守りにつなげます。
軽度生活援助事業	○除雪中による高齢者の事故防止や、快適な高齢者の生活を支援するため、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を対象に冬期間の除雪を援助します。
緊急通報装置貸与事業	○高齢者の急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を対象に緊急通報装置を貸与します。
家族介護用品支給事業	○要介護者を在宅で介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給し、介護する家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。
徘徊高齢者等位置検索サービス端末導入助成事業	○徘徊行動等による事故を未然に防止し、高齢者の安全の確保を目的に、徘徊のリスクの高い認知症高齢者等を介護している家族に対して、位置検索サービス(みまもりタグ)の利用開始に要する経費を助成します。
日常生活自立支援事業	○社会福祉協議会は、認知症高齢者等の判断能力に不安のある方が、地域において自立した生活を送れるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスにおける情報提供・助言等の援助を行います。
寝たきり老人理容サービス事業	○社会福祉協議会は、在宅で寝たきりの高齢者の衛生保持と心の健康を図るとともに、介護者の負担軽減を目的に、理容店の訪問による理容サービスを実施(年3回まで)します。
おげんき見守りシステム事業	○社会福祉協議会は、ひとり暮らし高齢者を対象に1日に1回指定の番号に電話をかけ安否確認等を実施します。

②高齢者虐待防止ネットワークの充実

□主な事業

事業名	内容
ネットワーク構築	○地域包括支援センター、保健・医療・福祉関係機関、警察等との連携体制を構築し、相談・対応窓口の周知、民生委員や地域組織との協力・連携を図ります。

(4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者が住みなれた地域の中で自立した生活を営んでいくためには、高齢者の利用に配慮した暮らしやすい住宅の確保が必要です。

介護サービスを利用しながら在宅で生活を続けたいと希望する高齢者のために、住宅改修等の利用促進や相談を通じて、多様なニーズに対応した住まいの整備に努めます。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など県との情報連携を密にし、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう多様な居住環境の整備に努めます。

①高齢者福祉施設

□主な事業

事業名	内容
養護老人ホーム	<p>○65歳以上の方で、心身の健康状態やその置かれている環境の状況及び経済的理由等を総合的に勘案して近隣市町(老人ホーム入所判定委員会の運営)にて判断を行い、在宅での生活が困難な高齢者を入所措置する施設です。</p> <p>○現在、本町には該当する施設はありませんので、利用者意向を踏まえ近隣市町と連携を取りながら、入所者の生活を支援していきます。</p>
軽費老人ホーム(ケアハウス)	<p>○60歳以上で、身の回りのことはできても自立した日常生活に不安がある身寄りのない方、家庭の事情等によって家族との同居が困難な方などが入居する施設です。</p> <p>○低額な料金で入居でき、食事の提供等の日常生活上の便宜の提供が図られます。</p> <p>○本町に該当する施設が1か所あります。</p> <p>○住宅と生活支援サービスを組み合わせた支援の必要性から、軽費老人ホームの担う役割は重要性を増していることを鑑み、必要に応じて事業者の参入促進を図ります。</p>

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	ソフィアハウス睦喜	028-3617	矢巾町太田第17地割13番地1	019-697-1601

②有料老人ホーム

□主な事業

事業名	内容
有料老人ホーム	<p>○入居した高齢者に入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、または日常生活上必要な支援を行う施設です。</p> <p>○現在、本町には該当する施設が6か所あります。</p> <p>○今後も身近な地域に多様な住まいの選択肢を確保する観点から、高齢者の利用ニーズと既存施設の定員数を踏まえ、必要に応じて事業者の参入促進を図ります。</p>

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	ソフィアハウス睦喜	028-3617	矢巾町太田第 17 地割 13 番地 1	019-697-1601
2	グランドホームまごのて矢巾	028-3603	矢巾町大字西徳田第1地割5番地1	019-698-4588
3	住宅型有料老人ホーム鶴亀	028-3601	矢巾町高田第 15 地割 28 番地 14	019-697-0804
4	有料老人ホーム「百万石」矢巾口	028-3603	矢巾町大字西徳田第5地割 200 番地 12	019-698-3075
5	有料老人ホームつりがねの郷	028-3623	矢巾町大字煙山第1地割4番地2	019-697-5147
6	有料老人ホームなでしこ	028-3615	矢巾町大字南矢幅第8地割 111 番地6	019-613-4950

③サービス付き高齢者向け住宅

□主な事業

事業名	内容
サービス付き高齢者向け住宅	<p>○制度化された高齢者のための住まいで、住居の権利が保障された上で、介護・医療・住宅の連携のもと、自由にサービスを選択することができる賃貸住宅です。</p> <p>○現在、本町に該当する施設が1か所あります。</p> <p>○今後、多様な住まいに対する高齢者のニーズが想定されることから、サービス付き高齢者向け住宅の必要性に応じて検討していきます。</p> <p>○民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備の動向等を把握し、高齢者等に対する情報提供に努めます。</p>

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	エイジングハウスとくたんの郷	028-3614	矢巾町又兵工新田第7地割 212 番地 1	019-611-1711

④自宅の改修等の支援

主な事業

事業名	内容
住宅改修等支援	○高齢者にやさしい住宅づくりについてのアドバイスを行ったり、住宅改修費の軽減策として改修費用の助成を行います。 ○自宅での生活を支援するために、事業の普及・啓発に努めます。

(5) 緊急時の対策及び対応の充実

介護事業所等と連携し防災や新型コロナウイルス感染症などへの対策についての周知啓発や情報共有を行うとともに、定期的に介護事業所等の対策状況を確認し緊急時における体制の整備を推進します。

①防災・災害時の対応の充実

□主な事業

事業名	内容
災害時避難行動要支援者台帳登録制度	<ul style="list-style-type: none"> ○家族等の支援を受けることが困難な、75歳以上の者だけで構成される世帯や、要介護3以上で在宅生活している方などが地域の中で支援を受け、災害時に迅速かつ的確に避難できるよう、登録制による要援護者台帳を整備しています。 ○台帳に基づく名簿を消防署、消防団、自主防災組織、地域の民生委員などの関係者と共有することにより、災害時に備えています。
介護サービス事業所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護支援事業所を中心に介護サービス事業所と連携し、要支援者について把握し、災害発生時の対応について検討します。 ○介護サービス事業所等で策定している災害に関する計画や避難訓練の実施状況等を定期的に確認するとともに、災害の種類などに応じた避難行動等の確認を促します。

②防犯・安全対策の充実

□主な事業

事業名	内容
消費者被害対策に関する啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、多種多様化する消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に取り組みます。

③感染症への対策の構築

□主な事業

事業名	内容
介護サービス事業所等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス事業所等に対する感染症対策についての周知啓発を実施するとともに、サービスを継続するための事前準備等の支援を行います。
サービス継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス事業所等において、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか定期的に確認するとともに、介護サービス事業所等における感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備構築の支援を行います。

第5章 介護保険事業費と介護保険料の見込み

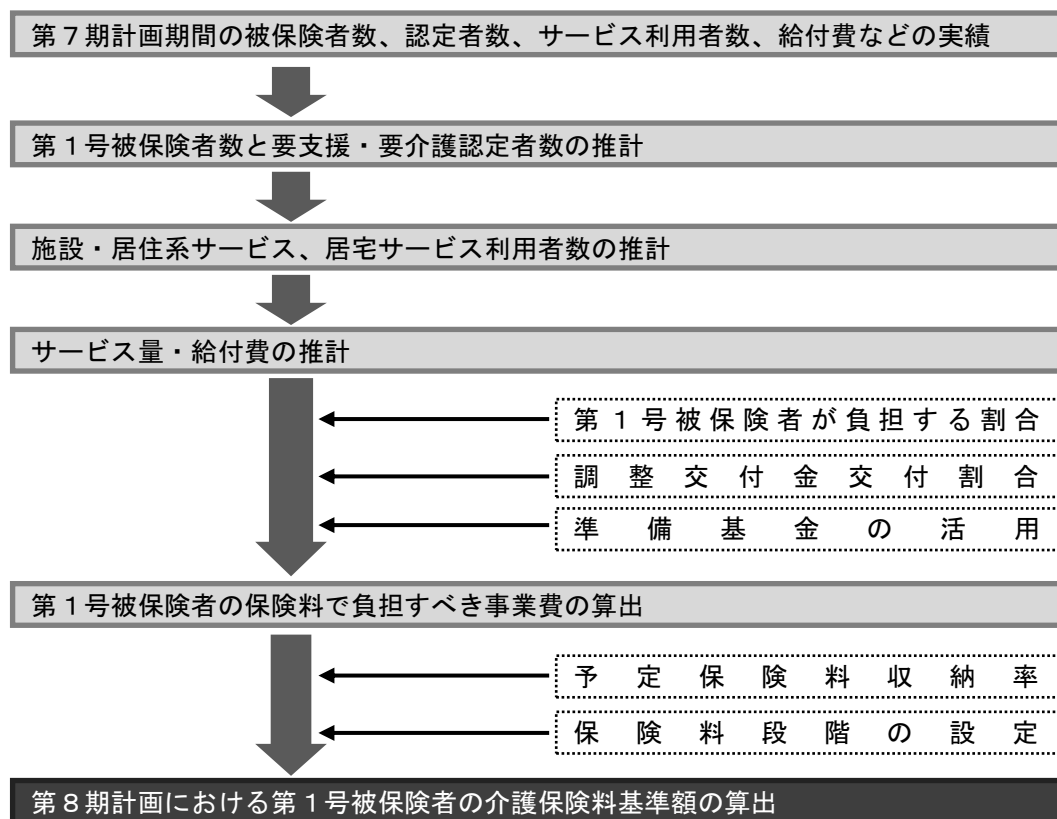
1. 介護保険料の算定手順

第8期介護保険事業計画における介護保険料は、厚生労働省が管理する「地域包括ケア「見える化」システム」に基づき算出しています。

この「地域包括ケア「見える化」システム」は、都道府県と市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・執行を総合的に支援するための情報システムです。

介護保険に関連する情報のほか、地域包括ケアシステムの深化・推進に関する様々な情報が当該システムに一元化され、介護保険料の算定も当該システムの機能として実装されています。

■介護保険料算定手順フロー図

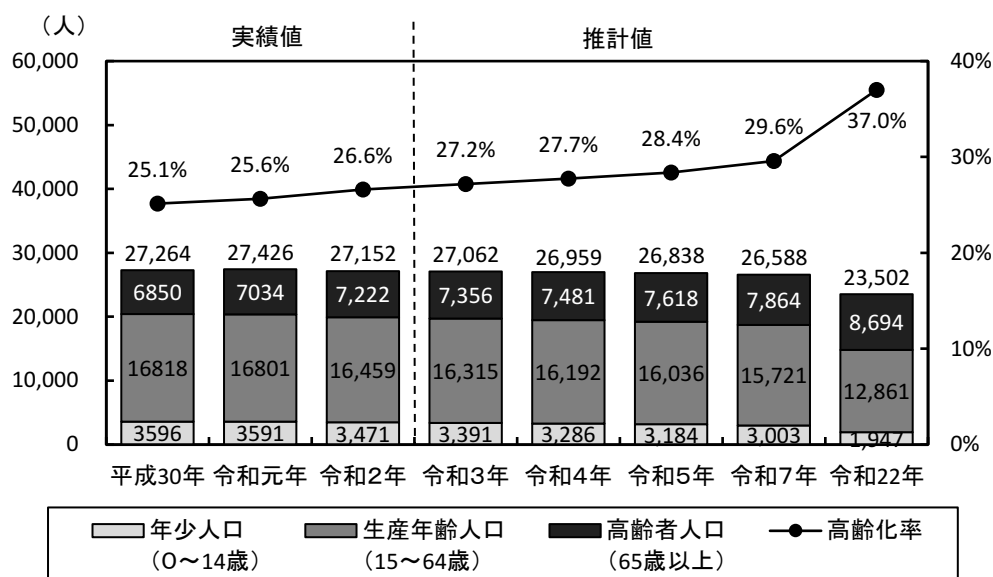


2. 総人口及び被保険者数等の推計

(1) 総人口と被保険者数の推計

令和3年以降の総人口は減少し続け、計画最終年の令和5年には26,838人、令和7年は26,588人、令和22年は23,502人になると推計されます。

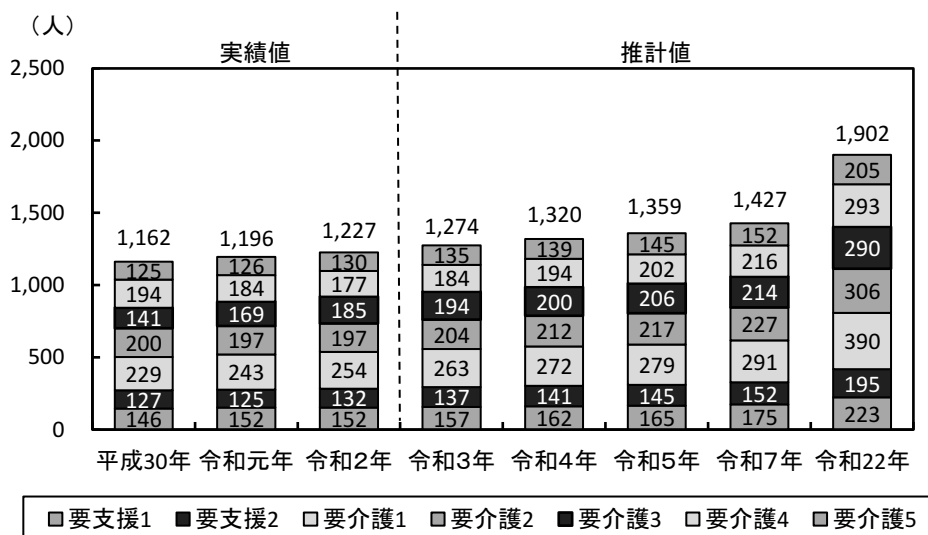
一方、65歳以上の高齢者数は増加を続け、それに伴い高齢化率も上昇して令和5年に28.4%、令和7年には29.6%、令和22年には37.0%になると推計しています。



(2) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援と要介護の認定者数については、各年の性別・年齢階級別被保険者数の見込みをもとに将来の認定率を見込み、これに乗じて推計しています。

要支援と要介護の認定者数は、今後も増加すると見込み、令和5年に1,359人、令和7年には1,427人、令和22年には1,902人と推計しています。



3. サービス利用者数の推計

認定者数の推計及び過去の給付実績を基に推計をしています。

(1) 居宅サービス利用者数の推計

①訪問介護

●町内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、利用者数が各年で増加しています。また、第8期計画期間中も増加を続ける見込みです。

●本サービスは、在宅サービスの中心であり、利用意向も高くなっていることから、適切な給付が求められています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(回/月)	5,041	5,304	5,849	6,057	6,513	6,541
	(人/月)	127	139	152	157	167	169

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	ケナフヘルパーステーション	028-3603	矢巾町西徳田第5地割 200 番地 12	019-698-3075
2	ニチイケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第 12 地割 237 番地 1	019-698-1266
3	ヘルパーステーション鶴亀	028-3601	矢巾町高田第 15 地割 28 番地 14	019-697-0804
4	ヘルパーステーションなでしこ	028-3615	矢巾町南矢幅第8地割 111 番地6	019-613-4950
5	ヘルパーステーションにぎ和い	028-3601	矢巾町高田第 13 地割 224 番地4	019-658-8801
6	ヘルパーステーションやはば	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-1385

②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- 町内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、介護給付では、利用者数の増減が見られますが、第8期計画期間中は微増の見込みです。
- 予防給付は、近年では利用実績がないため、第8期計画期間中の利用を見込んでいません。
- 本サービスは、比較的、要介護度の重い人が利用しており、重度の要介護者にとって不可欠なサービスであることから、サービスを必要とする人に対し確実に提供することができるように情報提供に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(回/月)	45	38	69	69	80	80
	(人/月)	9	8	13	13	15	15
予防給付	(回/月)	0	0	0	0	0	0
	(人/月)	0	0	0	0	0	0

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	訪問入浴介護やはば	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-1385

③訪問看護・介護予防訪問看護

- 町内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、介護給付では、利用者数の増減が見られますが、第8期計画期間中は微増の見込みです。
- 予防給付では、利用者数、利用回数ともに増加しており、今後も緩やかに増加する見込みです。
- 本サービスは、医療的ケアが必要な人にとって欠かせないサービスです。在宅生活のニーズに応じたサービスを提供できる体制の充実が必要です。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(回/月)	341	325	319	330	357	357
	(人/月)	79	82	77	80	86	86
予防給付	(回/月)	22	43	49	49	52	52
	(人/月)	5	9	13	13	14	14

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	訪問看護ステーションやはば	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-1388
2	訪問看護ステーション結いの手	028-3615	矢巾町南矢幅第7地割 445 番地 薬王堂岩手矢巾店2階	019-613-4493

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- 町内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、介護給付では、利用者数、利用回数ともに減少傾向にありますが、今後は微増する見込みです。
- 予防給付では、令和元年度から令和2年度にかけて増加しており、今後も緩やかに増加する見込みです。
- 本サービスは、身体状況の改善、維持、悪化防止に重要な役割を担っていることから、専門職の確保によりサービス供給体制を維持することが重要です。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(回/月)	651	633	598	624	665	663
	(人/月)	63	64	54	56	60	60
予防給付	(回/月)	116	91	159	159	177	177
	(人/月)	13	11	18	18	20	20

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設シェーンハイムやはば	028-3614	矢巾町土橋第11地割35番地1	019-697-0066
2	訪問リハビリテーションこずかた	028-3621	矢巾町又兵衛新田第5地割335番地 ケアセンター南昌内	019-611-1380

⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- 介護給付は、利用者数が増加しており、第8期計画期間中も増加する見込みです。
- 予防給付では、利用者数が少なくなっていますが、同程度のニーズがあると見込んでいます。
- 今後も在宅療養をする人が増加することが見込まれるため、介護と医療の連携促進により適切なサービスの提供が求められています。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	56	58	70	73	79	79
予防給付	(人/月)	3	2	2	2	2	2

⑥通所介護

- 町内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、利用者数が各年で増加しています。また、第8期計画期間中も増加を続ける見込みです。
- 本サービスは、在宅生活において閉じこもりがちになることを防ぎ、入浴や食事の提供など日常生活上の支援や機能訓練などによる要介護状態の維持・改善、悪化の防止、介護負担軽減に重要な役割を担っていることから、今後も適切なサービスを提供することが必要です。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(回/月)	2,335	2,351	2,438	2,516	2,657	2,711
	(人/月)	213	217	216	223	235	240

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	生活介護センター「いちご園」	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 339 番地	019-698-2840
2	デイサービス とくたんの郷	028-3614	矢巾町又兵工新田第7地割 212 番地1	019-611-1711
3	ニチケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第12地割 237 番地1	019-698-1266
4	老人デイサービスセンター「百万石」	028-3627	矢巾町和味第2地割 106 番地5	019-698-3337
5	老人デイサービスセンター「百万石」矢巾口	028-3603	矢巾町西徳田第5地割 200 番地 12	019-698-3070
6	老人デイサービスセンター「百万石」矢幅駅西口	028-3615	矢巾町南矢幅第6地割 606 番地	019-611-2239

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- 町内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、介護給付では、利用者数の増減が見られますが、第8期計画期間中は微増の見込みです。
- 予防給付では、利用者数が減少していますが、第8期計画期間中は横ばいで推移すると見込んでいます。
- 本サービスは、身体状況の維持・改善、悪化の防止に重要な役割を担っていることから、専門職を確保し適切なサービス提供を行うことが重要です。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(回/月)	643	692	662	686	710	734
	(人/月)	86	86	82	85	88	91
予防給付	(人/月)	45	40	36	38	38	39

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設博愛荘通所リハビリテーション	028-3305	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-697-1526
2	介護老人保健施設シェーンハイムやはば	028-3311	矢巾町土橋第11地割 35 番地 1	019-697-0066

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- 町内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、介護給付では、利用者数は横ばいで推移していますが、利用日数は増加しています。第8期計画期間中は利用者数、利用日数ともに増加する見込みです。
- 予防給付では、利用者数が少なくなっていますが、一定程度のニーズがあると見込んでいます。
- 本サービスはニーズが大きいサービスですが、施設の空き状況との関係性が強いいため、施設の空き情報などの把握を行い、適切な利用とすることが重要です。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(日/月)	576	610	791	816	874	880
	(人/月)	63	60	61	63	67	68
予防給付	(日/月)	8	8	7	7	7	7
	(人/月)	2	2	2	2	2	2

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	ショートステイやはば	028-3614	矢巾町又兵工新田5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015
2	悠和荘短期入所生活介護事業	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地 312	019-698-1661

⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- 町内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、介護給付では、利用者数、利用日数ともに横ばいで推移しており、第8期計画期間中も同様の傾向が続くと見込んでいます。
- 予防給付は、近年では利用実績がないため、第8期計画期間中の利用を見込んでいません。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(日/月)	88	88	82	82	82	82
	(人/月)	8	7	8	8	8	8
予防給付	(日/月)	0	0	0	0	0	0
	(人/月)	0	0	0	0	0	0

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第 11 地割 35 番地 1	019-697-0066
2	介護老人保健施設敬愛荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番 181	019-697-3288
3	介護老人保健施設博愛荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015

⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 介護給付・予防給付ともに、利用者数は増加しており、第8期計画期間中も同様の傾向が続くと見込んでいます。
- 本サービスは在宅生活での自立支援および介護者負担の軽減を図ることができるサービスです。今後も情報提供や適切な給付が行われるように努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	284	291	298	308	328	333
予防給付	(人/月)	65	66	75	78	80	82

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	株式会社かんきょう 盛岡支店	020-0891	矢巾町流通センター南3丁目5番1号	019-681-0788
2	株式会社サンメディカル	020-0891	矢巾町流通センター南1丁目7番8号	019-614-2131
3	フランスベッド株式会社 メディカル盛岡営業所	028-3621	矢巾町広宮沢第11地割501番地11	019-639-2777

⑪特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

- 介護給付・予防給付ともに、利用者数は微増しており、第8期計画期間中は横ばいで推移する見込みです。
- 貸与の場合と同様、販売された福祉用具が要支援者や要介護者の身体状況に適したものとなっているか検証し、給付が行われるように努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	3	4	6	6	6	6
予防給付	(人/月)	2	2	2	2	2	2

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	株式会社かんきょう 盛岡支店	020-0891	矢巾町流通センター南3丁目5番1号	019-681-0788
2	株式会社サンメディカル	020-0891	矢巾町流通センター南1丁目7番8号	019-614-2131
3	フランスベッド株式会社 メディカル盛岡営業所	028-3621	矢巾町広宮沢第11地割501番地11	019-639-2777

⑫住宅改修・介護予防住宅改修

- 介護給付・予防給付ともに、利用者数が少なくなっていますが、一定程度のニーズがあると見込んでいます。
- 本サービスは、在宅生活を続けるために必要なサービスであると考えられるため、情報提供を進めるとともに利用者の状態に応じた住宅改修ができるように努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	3	2	2	2	2	2
予防給付	(人/月)	2	1	1	1	1	1

⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- 介護給付・予防給付ともに、利用者数が少なくなっていますが、一定程度のニーズがあると見込んでいます。
- 本サービスは、有料老人ホームや軽費老人ホームなどが高齢者の住まいとして選択肢となり得るために必要なサービスです。今後もサービスの提供が適切に行われるよう、情報提供や給付の適正化等に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	5	4	6	6	6	6
予防給付	(人/月)	1	1	1	1	1	1

⑭居宅介護支援・介護予防支援

- 介護給付・予防給付ともに、利用者数は増加しており、第8期計画期間中も同様の傾向が続くと見込んでいます。
- 本サービスは、在宅でのサービスを利用するにあたって非常に重要なものです。そのため、適切な支援が受けられるようケアマネジメントの質の向上に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	495	510	515	533	562	574
予防給付	(人/月)	108	108	114	118	122	125

[事業所一覧（居宅介護支援）]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	ケアプランセンターなでしこ	028-3615	矢巾町南矢幅第8地割111番地6	019-613-4950
2	ケナフ介護支援サービスセンター	028-3603	矢巾町西徳田第5地割200番地12	019-697-8816
3	こん総合福祉相談所	028-3601	矢巾町高田第12地割42番地	019-681-0190
4	シェーンハイムやはば居宅介護支援事業所	028-3606	矢巾町土橋11地割35番地1	019-697-0086
5	ニチイケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第12地割237番地1	019-698-1266
6	矢巾町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	028-3615	矢巾町南矢幅第13地割123番地	019-697-2111
7	矢巾町南在宅介護支援センター	028-3617	矢巾町太田第17地割13番地1	019-697-1774
8	こずかたケアプランセンター	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割335番地 ケアセンター南昌内	019-613-7603
9	居宅介護支援事業所高原の駅	020-0891	矢巾町流通センター南4丁目8番20号	019-658-9091

[事業所一覧（介護予防支援）]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	矢巾町地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割335番地 ケアセンター南昌内	019-611-2855

(2) 地域密着型サービスの利用者数の推計

①地域密着型通所介護

- 町内及び近隣の事業所によりサービスが提供されており、利用者数、利用回数ともに増減していますが、第8期計画期間中は増加すると見込んでいます。
- 本サービスは、在宅生活において閉じこもりがちになることを防ぎ、入浴や食事の提供など日常生活上の支援や機能訓練などによる要介護状態の維持・改善、悪化の防止、介護負担軽減に重要な役割を担っていることから、今後も適切なサービスを提供することが必要です。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(回/月)	813	868	808	827	875	885
	(人/月)	82	84	75	77	81	82

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	GENKINEXT 岩手矢巾	028-3615	矢巾町西徳田第6地割 153 番地2	019-601-5923
2	通所介護事業所 つりがねの郷	028-3623	矢巾町煙山第1地割4番地2	019-967-5147
3	デイサービス高原列車	020-0891	矢巾町流通センター南4丁目8番 20 号	019-658-9091
4	矢巾町南デイサービスセンター	028-3617	矢巾町太田 17 地割 13 番地1	019-697-1613
5	和音デイサービス矢巾	028-3603	矢巾町西徳田5地割 86 番地6	019-613-8080

②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

- 町内1事業所によりサービスが提供されており、利用者数、利用回数ともに横ばいで推移しており、第8期計画期間中は同様の傾向が続くと見込んでいます。
- 予防給付では、令和2年度の利用実績がないことから第8期計画期間中の利用を見込んでいません。
- 認知症を有する人が地域で住み続けるために重要なサービスであることから、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(回/月)	218	246	236	236	249	264
	(人/月)	25	26	25	25	26	28
予防給付	(回/月)	10	2	0	0	0	0
	(人/月)	2	1	0	0	0	0

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	デイサービスつむぎ	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割 335 番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015

③小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- 町内1事業所によりサービスが提供されており、介護給付では利用者数が減少していますが、第8期計画期間中は横ばいで推移すると見込んでいます。
- 予防給付では、利用者数が横ばいで推移し、第8期計画期間中も同様の傾向が続くと見込んでいます。
- 「通所」「宿泊」「訪問」を組み合わせることができる利便性の高いサービスであることから、サービスを利用しやすい環境づくりに努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	14	13	10	10	11	11
予防給付	(人/月)	3	3	3	3	3	3

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	小規模多機能型 居宅介護事業所 むつき	028-3617	矢巾町太田第17地割13番地1	019-698-2501

④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

- 町内2事業所によりサービスが提供されており、利用者数は横ばいで推移しており、第8期計画期間中も同様の傾向が続くと見込んでいます。
- 予防給付では、第7期計画中に利用実績がないことから第8期計画期間中の利用を見込んでいません。
- 今後も利用状況をみながら、サービス供給体制が確保できるよう努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	36	34	35	36	38	38
予防給付	(人/月)	0	0	0	0	0	0

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	グループホーム 敬寿荘	028-3614	矢巾町又兵衛新田第5地割335番地 ケアセンター南昌内	019-697-9002
2	グループホーム太陽荘	028-3614	矢巾町又兵衛新田第5地割字28番地2	019-697-9400

⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 町内1事業所によりサービスが提供されており、利用者数は29人で推移しており、第8期計画期間中も同様の傾向が続くと見込んでいます。
- 本サービスは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り自立した日常生活を送ることができるように十分な体制の確保に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	21	29	29	29	29	29

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人福祉施設 悠和荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地312	019-698-1661

(3) 施設サービスの利用者数の推計

①介護老人福祉施設

- 町内1施設のほか、他市町の施設への入所により、入所者数は増加傾向で推移しています。
- 第8期計画期間中には、令和5年度に1施設(60床)の開所を予定しており、待機者解消に努めます。
- 本サービスは利用意向が高いサービスですが、介護保険料への影響や人員確保の困難さからも状況の把握に努めた上で供給体制について検討します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	88	99	115	121	121	141

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	特別養護老人ホーム志和荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割100番地	019-697-6355

②介護老人保健施設

- 現在、町内には3施設あり、横ばいで推移しています。
- 在宅復帰と在宅生活継続を目的とした施設であり、医療と介護の連携を強化することによって、本サービスを必要な人が適宜利用できるように推進します。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	130	132	130	137	137	137

[事業所一覧]

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号
1	介護老人保健施設敬愛荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番181	019-697-3288
2	介護老人保健施設シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第11地割35番地1	019-697-0066
3	介護老人保健施設博愛荘	028-3614	矢巾町又兵衛新田第5地割335番地 ケアセンター南昌内	019-698-2015

③介護療養型医療施設

- 近隣の施設によりサービスが提供されており、入所者数は減少傾向で推移しています。平成29年度末で廃止が決定されておりますが、令和5年度末まで介護医療院等への転換の移行期間が設けられています。
- 現状の実績等を踏まえて利用動向を注視しながら適切な対応に努めます。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	(人/月)	1	2	1	1	1	0

4. 給付費の推計

認定者数の推計及び過去の給付実績を基に推計をしています。

(1) 予防給付費・介護給付費の推計

① 予防給付費の推計

(単位：千円)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
介護予防訪問入浴介護	0	8	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,285	2,440	3,039	3,058	3,265	3,265	3,567	4,487
介護予防訪問リハビリテーション	3,890	3,136	5,444	5,477	6,089	6,089	6,089	7,916
介護予防居宅療養管理指導	319	420	289	290	290	290	290	436
介護予防通所リハビリテーション	17,200	14,788	13,642	14,462	14,470	14,955	15,692	20,600
介護予防短期入所生活介護	696	709	533	536	536	536	536	805
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	17	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,339	4,258	5,100	5,303	5,440	5,576	5,916	7,548
特定介護予防福祉用具購入費	552	447	538	538	538	538	538	1,076
介護予防住宅改修	2,133	1,309	798	798	798	798	798	1,596
介護予防特定施設入居者生活介護	635	640	652	656	657	657	657	657
介護予防認知症対応型通所介護	970	212	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,405	2,288	2,194	2,208	2,209	2,209	2,209	3,831
介護予防支援	5,749	5,720	6,079	6,331	6,549	6,710	7,086	9,018
合計	40,172	36,393	38,307	39,657	40,841	41,623	43,378	57,970

②介護給付費の推計

(単位：千円)

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
訪問介護	164,448	180,057	201,539	210,006	226,083	226,862	237,464	321,431
訪問入浴介護	6,406	5,548	10,279	10,342	12,005	12,005	12,005	16,007
訪問看護	25,089	24,990	22,860	23,801	25,717	25,668	26,805	36,335
訪問リハビリテーション	21,749	21,305	20,512	21,516	22,953	22,905	23,675	32,487
居宅療養管理指導	5,900	5,867	7,798	8,188	8,848	8,844	9,168	12,330
通所介護	218,559	225,463	232,445	241,429	255,369	260,390	269,647	363,303
通所リハビリテーション	63,351	66,183	66,312	69,156	71,633	74,071	75,486	104,391
短期入所生活介護	60,591	63,279	84,002	87,164	93,662	93,882	99,258	134,152
短期入所療養介護(老健)	10,273	10,753	10,703	10,769	10,775	10,775	10,775	17,956
福祉用具貸与	42,811	42,000	43,610	45,088	48,217	48,755	50,853	68,523
特定福祉用具購入費	1,045	1,622	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	3,531
住宅改修費	2,599	1,758	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271
特定施設入居者生活介護	11,310	9,481	14,272	14,360	14,367	14,367	16,594	21,551
地域密着型通所介護	82,762	91,023	82,757	84,973	90,446	91,451	96,878	132,274
認知症対応型通所介護	27,867	31,457	32,165	32,363	34,215	36,071	36,071	50,416
小規模多機能型居宅介護	31,597	31,892	25,913	26,073	29,231	29,231	29,231	45,454
認知症対応型共同生活介護	111,681	106,566	107,515	111,361	117,587	117,587	127,020	173,000
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	71,903	98,496	100,545	101,162	101,218	101,218	122,153	164,022
介護老人福祉施設	285,405	322,726	376,745	398,901	399,123	465,617	452,404	612,034
介護老人保健施設	440,916	455,250	454,215	481,661	481,929	481,929	539,607	726,129
介護療養型医療施設	2,131	8,823	3,928	3,952	3,955	0	0	0
居宅介護支援	79,661	81,234	87,253	90,854	96,026	97,968	101,771	137,137
合計	1,768,056	1,885,774	1,989,751	2,077,502	2,147,742	2,223,979	2,341,248	3,174,734

(2) 標準給付費見込額

以上により算出された介護給付費及び予防給付費に、利用者負担の軽減を行うための費用（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等）、国民健康保険団体連合会への手数料の費用を加えた第8期計画期間の合計標準給付費見込額は6,923,747千円になります。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	2,234,839	2,304,247	2,384,662	6,923,747
総給付費	2,117,159	2,188,583	2,265,602	6,571,344
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	65,956	62,578	64,418	192,952
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	45,779	46,969	48,357	141,106
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,842	3,954	4,062	11,858
算定対象審査支払手数料	2,102	2,163	2,222	6,487

(3) 地域支援事業費見込額

第8期計画期間の合計地域支援事業費見込額は322,558千円になります。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費	106,300	107,503	108,755	322,558
介護予防・日常生活支援総合事業費	49,293	50,237	51,250	150,780
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	32,897	33,047	33,184	99,128
包括的支援事業(社会保障充実分)	24,110	24,220	24,321	72,650

(4) 総事業費見込額

第8期計画期間の合計総事業費見込額は7,246,305千円になります。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総事業費見込額	2,341,139	2,411,750	2,493,416	7,246,305
標準給付費見込額	2,234,839	2,304,247	2,384,662	6,923,747
地域支援事業費	106,300	107,503	108,755	322,558

5. 介護保険料算定に係る諸係数

(1) 第1号被保険者が負担する割合

①介護給付費の財源構成

区分		国	岩手県	矢巾町	第1号被保険者保険料	第2号被保険者保険料
介護給付費	居宅給付費	25.0%	12.5%	12.5%	23.0%	27.0%
	施設等給付費	20.0%	17.5%	12.5%	23.0%	27.0%

②地域支援事業の財源構成

区分		国	岩手県	矢巾町	第1号被保険者保険料	第2号被保険者保険料
地域支援事業費	介護予防事業・日常生活支援総合事業	25.0%	12.5%	12.5%	23.0%	27.0%
	包括的支援事業・任意事業	38.5%	19.25%	19.25%	23.0%	—

6. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第1号被保険者の介護保険料

介護保険料の基準額は、保険料として収納する額に収納率を見込み、所得段階別の保険料負担割合を反映した被保険者見込み数で除して年額を算定し、その金額を12で除して月額に換算した額となります。

介護給付費準備基金を一部取崩し、第8期介護保険事業計画期間中の介護保険料（基準月額）は、6,500円となります。

①	第1号被保険者が負担すべき経費（3年間）（総事業費）	7,246,304,625 円
②	第1号被保険者負担相当額	23%
③	調整交付金相当額	353,726,341 円
④	調整交付金交付見込額	165,370,000 円
⑤	介護給付費準備基金取崩額	50,000,000 円
⑥	保険料予定収納率	99.00%
⑦	所得段階別加入割合補正後被保険者数	23,374 人
⑧	月数	12 か月

【第1号被保険者の保険料基準額（月額）算定方法】

$$\text{第1号被保険者保険料基準額} = (\text{①} \times \text{②} + \text{③} - \text{④} - \text{⑤}) \div \text{⑥} \div \text{⑦} \div \text{⑧}$$

(2) 保険料段階の設定と段階別保険料

令和3年度から令和5年度までの所得段階別保険料は、基準月額6,500円(年額78,000円)をもとに次の通り設定します。

●第1号被保険者の保険料区分

保険料区分	区 分	保険料率	月(円)	年額(円)
第1段階	○生活保護の受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ 老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ 本人の課税年金収入額＋合計所得金額 の合計が80万円以下の者	0.50	3,250	39,000
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ 本人の課税年金収入額＋合計所得金額 の合計が120万円以下の者	0.75	4,875	58,500
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ 第1、第2段階以外の者	0.75	4,875	58,500
第4段階	○本人が町民税非課税かつ 課税年金収入額＋合計所得金額の合計 が80万円以下の者	0.90	5,850	70,200
第5段階 (基準段階)	○本人が町民税非課税(世帯に課税者有)	1.00	6,500	78,000
第6段階	○町民税課税かつ 合計所得金額が120万円未満の者	1.20	7,800	93,600
第7段階	○町民税課税かつ 合計所得金額が120万円以上210万円未 満の者	1.30	8,450	101,400
第8段階	○町民税課税かつ 合計所得金額が210万円以上320万円未 満の者	1.50	9,750	117,000
第9段階	○町民税課税かつ 合計所得金額が320万円以上410万円未 満の者	1.70	11,050	132,600
第10段階	○町民税課税かつ 合計所得金額が410万円以上の者	1.85	12,025	144,300

※保険料年額＝基準月額(6,500円)×保険料率×12月(100円未満切り捨て)

※低所得者層の介護保険料

第8期介護保険事業の計画期間において、第1段階から第3段階までの低所得世帯については、一部を公費負担として次のとおり介護保険料を軽減します。

※ 軽減分の公費負担割合：国(50%)、県(25%)、市(25%)

保険料段階	軽減前			軽減率	軽減後		
	保険料率	介護保険料(円)			保険料率	介護保険料(円)	
		月額	年額			月額	年額
第1段階	0.50	3,250	39,000	0.20	0.30	1,950	23,400
第2段階	0.75	4,875	58,500	0.25	0.50	3,250	39,000
第3段階	0.75	4,875	58,500	0.05	0.70	4,550	54,600

1. 矢巾町介護保険事業計画等検討委員会設置要綱

令和2年8月1日

告示第152号

矢巾町介護保険事業計画等検討委員会設置要綱（平成26年矢巾町告示第64号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 矢巾町介護保険事業計画及び矢巾町高齢者保健福祉計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の策定にあたり、広く町民等から意見を聴くため、矢巾町介護保険事業計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- （1） 介護保険事業計画に関すること。
- （2） 高齢者保健福祉計画に関すること。
- （3） その他介護保険事業計画等の策定にあたり検討が必要な事項

（委員会の組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- （1） 町長が必要と認める者
- （2） 一般公募による町民

2 委員の任期は、町長が委嘱した日から介護保険事業計画等が策定されるまでとする。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となり委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。ただし、初回の会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(謝礼)

第6条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康長寿課において処理する。

附 則

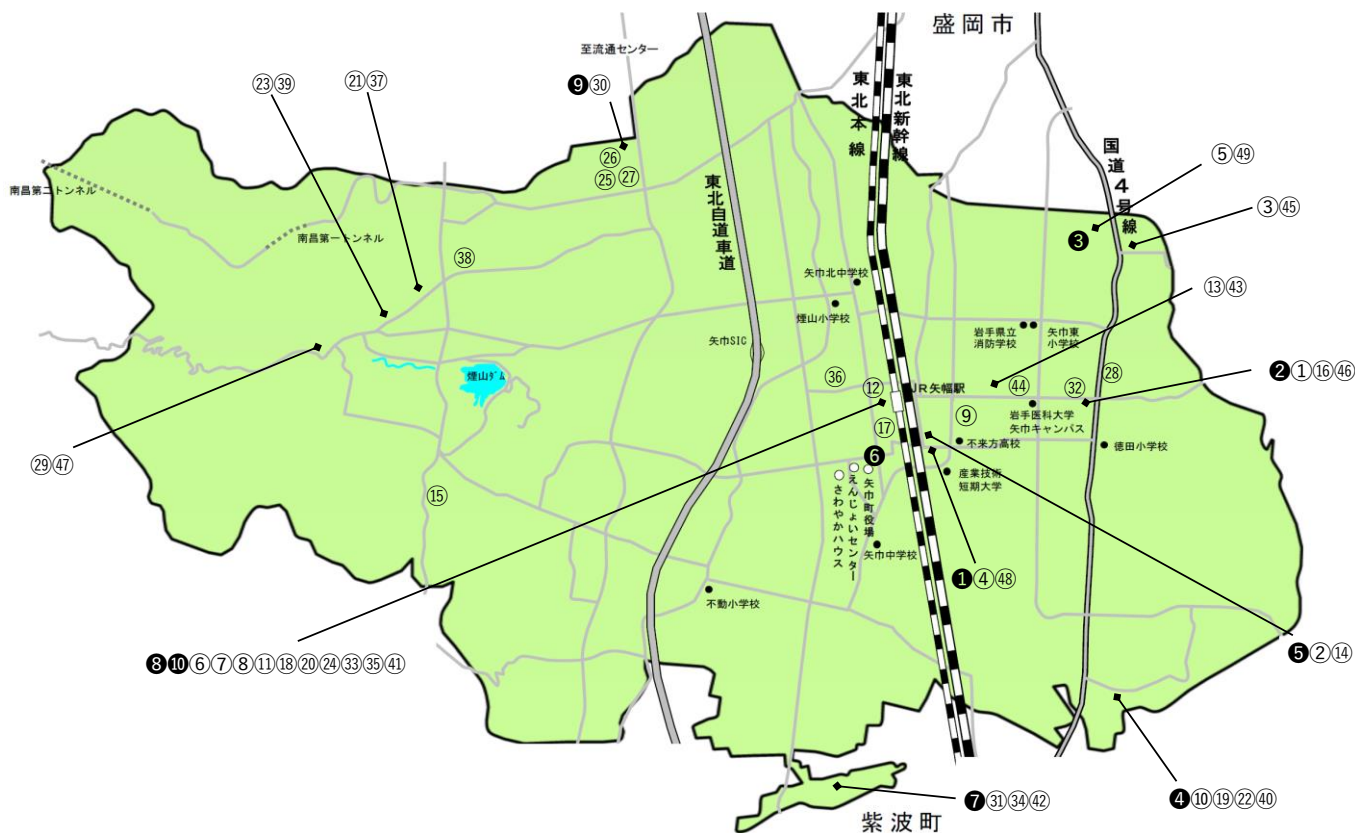
この告示は、令和2年8月1日から施行する。

2. 矢巾町介護保険事業計画等検討委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	種別	氏名	備考
会長	学識経験者	實方由佳	岩手県立大学 社会福祉学部准教授
副会長	知識経験者	木村宗孝	紫波郡医師会長
委員	知識経験者	長沼浩	矢巾町ケアマネ連絡会会長
委員	知識経験者	昆江利子	矢巾町おれんじボランティア会長
委員	知識経験者	菅原覚	介護保険運営協議会委員 (被保険者)
委員	知識経験者	阿部剛隆	介護保険運営協議会委員 (被保険者)
委員	知識経験者	高橋征知	介護保険運営協議会会長職務代理 (被保険者)
委員	知識経験者	藤原義一	介護保険運営協議会委員 (事業者・社会福祉協議会会長)
委員	知識経験者	村松隆夫	介護保険運営協議会会長 (事業者・志和荘施設長)
委員	知識経験者	遠藤和也	介護保険運営協議会委員 (事業者・高原列車管理者)
委員	知識経験者	小笠原栄利子	介護保険運営協議会委員 (知識経験者)
委員	知識経験者	西澤仁美	介護保険運営協議会委員 (知識経験者)
委員	知識経験者	山本加代子	介護保険運営協議会委員 (知識経験者)
委員	一般公募町民	小林千栄子	
委員	一般公募町民	立花麻里枝	

3. 矢巾町介護サービス事業者マップ



◎施設サービス（介護老人福祉施設）

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号	サービス
38	特別養護老人ホーム志和荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割100番地	019-697-6355	介護老人福祉施設

◎施設サービス（介護老人保健施設）

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号	サービス
39	介護老人保健施設敬愛荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地181	019-697-3288	介護老人保健施設
40	介護老人保健施設シェンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第11地割35番地1	019-697-0066	介護老人保健施設
41	介護老人保健施設博愛荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割335番地	019-698-2015	介護老人保健施設

◎入居施設（軽費老人ホーム）

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号	サービス
42	ソフィアハウス睦喜	028-3617	矢巾町太田第17地割13番地1	019-697-1601	軽費老人ホーム

◎入居施設（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号	サービス
43	エイジングハウスとくたんの郷	028-3614	矢巾町又兵工新田第7地割212番地1	019-611-1711	サービス付き高齢者向け住宅
44	グランドホームまごのて矢巾	028-3603	矢巾町大字西徳田第1地割5番地1	019-698-4588	有料老人ホーム
45	住宅型有料老人ホーム鶴亀	028-3601	矢巾町高田第15地割28番地14	019-697-0804	有料老人ホーム
46	有料老人ホーム「百万石」矢巾口	028-3603	矢巾町大字西徳田第5地割200番地12	019-698-3075	有料老人ホーム
47	有料老人ホームつりがねの郷	028-3623	矢巾町大字煙山第1地割4番地2	019-697-5147	有料老人ホーム
48	有料老人ホームなでしこ	028-3615	矢巾町大字南矢幅第8地割111番地6	019-613-4950	有料老人ホーム
49	有料老人ホームにぎ和い	028-3601	矢巾町大字高田第13地割224番地4	019-658-8801	有料老人ホーム

◎ケアプラン（介護サービス計画等）を作成する事業所

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号	サービス
①	ケアプランセンターなでしこ	028-3615	矢巾町南矢幅第8地割111番地6	019-613-4950	居宅介護支援
②	ケナフ介護支援サービスセンター	028-3603	矢巾町西徳田第5地割200番地12	019-697-8816	居宅介護支援
③	こん総合福祉相談所	028-3601	矢巾町高田第12地割42番地	019-681-0190	居宅介護支援
④	シェーンハイムやはば居宅介護支援事業所	028-3606	矢巾町土橋11地割35番地1	019-697-0086	居宅介護支援
⑤	ニチイケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第12地割237番地1	019-698-1266	居宅介護支援
⑥	矢巾町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	028-3615	矢巾町南矢幅第13地割123番地	019-697-2111	居宅介護支援
⑦	矢巾町南在宅介護支援センター	028-3617	矢巾町太田第17地割13番地1	019-697-1774	居宅介護支援
⑧	こずかたケアプランセンター	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割335番地	019-613-7603	居宅介護支援
⑨	居宅介護支援事業所高原の駅	020-0891	矢巾町流通センター南4丁目8番20号	019-658-9091	居宅介護支援
⑩	矢巾町地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割335番地	019-611-2855	居宅介護予防支援

◎居宅サービス（在宅で受けられるサービス）

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号	サービス
①	ケナフヘルパーステーション	028-3603	矢巾町西徳田第5地割200番地12	019-698-3075	訪問介護
②	ニチイケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第12地割237番地1	019-698-1266	訪問介護
③	ヘルパーステーション鶴亀	028-3601	矢巾町高田第15地割28番地14	019-697-0804	訪問介護
④	ヘルパーステーションなでしこ	028-3615	矢巾町南矢幅第8地割111番地6	019-613-4950	訪問介護
⑤	ヘルパーステーションにぎ和い	028-3601	矢巾町高田第13地割224番地4	019-658-8801	訪問介護
⑥	ヘルパーステーションやはば	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割335番地	019-698-1385	訪問介護
⑦	訪問入浴介護やはば	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割335番地	019-698-1385	訪問入浴
⑧	訪問看護ステーションやはば	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割335番地	019-698-1388	訪問看護
⑨	訪問看護ステーション緋の手	028-3615	矢巾町南矢幅第7地割445番地	019-613-4493	訪問看護
⑩	介護老人保健施設シェーンハイムやはば	028-3614	矢巾町土橋第11地割35番地1	019-697-0066	訪問リハビリ
⑪	訪問リハビリテーションこずかた	028-3621	矢巾町又兵工新田第5地割335番地	019-611-1380	訪問リハビリ
⑫	生活介護センター「いちご園」	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割339番地	019-698-2840	通所介護
⑬	デイサービス とくたんの郷	028-3614	矢巾町又兵工新田第7地割212番地1	019-611-1711	通所介護
⑭	ニチイケアセンター矢巾	028-3615	矢巾町南矢幅第12地割237番地1	019-698-1266	通所介護
⑮	老人デイサービスセンター「百万石」	028-3627	矢巾町和味第2地割106番地5	019-698-3337	通所介護
⑯	老人デイサービスセンター「百万石」矢巾口	028-3603	矢巾町西徳田第5地割200番地12	019-698-3070	通所介護
⑰	老人デイサービスセンター「百万石」矢幅駅西口	028-3615	矢巾町南矢幅第6地割606番地	019-611-2239	通所介護
⑱	介護老人保健施設博愛荘通所リハビリテーション	028-3305	矢巾町又兵工新田第5地割335番地	019-697-1526	通所リハビリ
⑲	介護老人保健施設シェーンハイムやはば	028-3311	矢巾町土橋第11地割35番地1	019-697-0066	通所リハビリ
⑳	ショートステイやはば	028-3614	矢巾町又兵工新田5地割335番地	019-698-2015	短期入所生活介護
㉑	悠和荘短期入所生活介護事業	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地312	019-698-1661	短期入所生活介護
㉒	介護老人保健施設シェーンハイムやはば	028-3606	矢巾町土橋第11地割35番地1	019-697-0066	短期入所療養介護
㉓	介護老人保健施設敬愛荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地181	019-697-3288	短期入所療養介護
㉔	介護老人保健施設博愛荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割335番地	019-698-2015	短期入所療養介護
㉕	株式会社かきょう 盛岡支店	020-0891	矢巾町流通センター南3丁目5番1号	019-681-0788	福祉用具
㉖	株式会社サンメディカル	020-0891	矢巾町流通センター南1丁目7番8号	019-614-2131	福祉用具
㉗	フランスベッド株式会社 メディカル盛岡営業所	028-3621	矢巾町広宮沢第11地割501番地11	019-639-2777	福祉用具

◎地域密着型サービス

No	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	電話番号	サービス
⑳	GENKINEXT 岩手矢巾	028-3615	矢巾町西徳田第6地割153番地2	019-601-5923	通所介護
㉑	通所介護事業所 つりがねの郷	028-3623	矢巾町煙山第1地割4番地2	019-967-5147	通所介護
㉒	デイサービス高原列車	020-0891	矢巾町流通センター南4丁目8番20号	019-658-9091	通所介護
㉓	矢巾町南デイサービスセンター	028-3617	矢巾町太田17地割13番地1	019-697-1613	通所介護
㉔	和音デイサービス矢巾	028-3603	矢巾町西徳田5地割86番地6	019-613-8080	通所介護
㉕	デイサービスつむぎ	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割335番地	019-698-2015	認知症対応型通所介護
㉖	小規模多機能型 居宅介護事業所 むつき	028-3617	矢巾町太田第17地割13番地1	019-698-2501	小規模多機能型居宅介護
㉗	グループホーム 敬寿荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割335番地	019-697-9002	認知症対応型共同生活介護
㉘	グループホーム太陽荘	028-3614	矢巾町又兵工新田第5地割28番地2	019-697-9400	認知症対応型共同生活介護
㉙	介護老人福祉施設 悠和荘	028-3621	矢巾町広宮沢第1地割2番地312	019-698-1661	介護老人福祉施設

矢巾町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

令和3年3月

発行：矢巾町

〒028-3692 紫波郡矢巾町大字南矢幅 13-123

TEL：019-697-2111（代表） FAX：019-698-1214

編集：矢巾町 健康長寿課